令和元年9月

平成30年政策評価書

~ 三重県警察運営の重点目標の推進結果等~



ミーポくん

三重県警察本部

平成30年三重県警察運営の重点目標

執行の重点に対する推進事項【評価項目】

警察署別刑法犯認知件数【平成30年】、刑法犯認知件数等の推移【三重県】 警察署別交通人身事故件数【平成30年】、交通人身事故件数等の推移【三重県】

重点	1 子供・女性を守る取組と犯罪抑止対策の推進(生活安全部)	1
1	ストーカー事案・配偶者からの暴力事案等への迅速・的確かつ総合的な	
	対応 (人対)	3
2	児童虐待への迅速・的確な対応と取組の強化(少年)	4
3	地域の犯罪情勢に即した効果的な犯罪抑止対策の推進(生企)	5
4	防犯ボランティア活動の活性化や犯罪抑止インフラの整備等による犯罪	
	の起きにくいまちづくりの推進(生企)	6
5	振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺予防対策の推進(生企)	8
6	「非行少年を生まない社会づくり」の一層の推進(少年)	10
7	悪質性の高い福祉犯の取締りを始めとする子供の性被害に係る対策の推進(少年)	12
8	性犯罪等の前兆とみられる声掛け、つきまとい等に対する先制・予防的	
	活動の推進(人対)	14
9	県民生活を脅かす生活経済事犯等の取締り等の強化(生環)	15
	7 (± 10) ± 14 (± 10)	
重点	2 検挙の徹底に向けた犯罪捜査の推進(刑事部)	17
1	重要犯罪・重要窃盗犯に対する検挙力の強化(刑企)	18
2	政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化(捜二)	20
3	振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺の捜査活動及び予防活動の強化(捜二)	21
4	捜査への科学技術の活用(刑企)	23
5	被疑者取調べの適正化(刑企)	25
6	暴力団等犯罪組織の存立基盤の弱体化(組対)	27
7	国際組織犯罪対策の強化(組対)	29
8	初動警察における事態対処能力の強化(通指)	31
Ü		0.
重点:	3 交通死亡事故等抑止対策の推進(交通部)	33
1	交通安全教育・広報啓発活動の推進(交企)	34
2	交通死亡事故等抑止に資する交通指導取締りの推進(交指)	36
3	高齢運転者、悪質・危険運転者対策の推進(運免)	38
4	安全で快適な交通環境の整備(交規)	40
•		
重点 4	4 サイバー空間の脅威に対する総合対策の推進(生活安全部)	42
1	サイバー犯罪等に対する対処能力の向上(サ対)	43
2	サイバー犯罪等の抑止に向けた官民一体となった総合的な取組の推進(サ対)	44
3	高度な情報技術を利用する犯罪に対する捜査と被害拡大防止対策の推進(サ対)	45
4	サイバーテロ及びサイバーインテリジェンスの発生を想定した共同対処	.0
•	訓練の充実強化(備企)	46
5	サイバー空間の脅威への対処に係る組織基盤の強化(警務)	47
3		77
重占「	5 テロの未然防止と大規模災害等緊急事態における万全な対処(警備部)	48
1	「テロ対策パートナーシップ」を始めとする官民一体となったテロ対策	.5
•	の推進(備二)	49
2	多様化する脅威に対応した情報収集・分析、各種違法行為の取締りの徹底(備一)	

3	情勢の変化に応じた的確な警戒警備の徹底(備二)	52
4	危機管理体制の確立及び対処能力の向上と緊急事態における迅速・的確	
	な対処(備二)	53
重点	6 犯罪被害者等支援の推進(警務部)	55
1	犯罪被害者等の二次的被害の軽減(広聴)	56
2	早期援助団体等との連携による犯罪被害者等のニーズに応じた適正な支援(広聴)	57
3	犯罪被害者等支援に関する県民の理解と協力の確保(広聴)	58

平成30年三重県警察運営の重点目標

執務の基本方針

「県民と共に築く安全で安心な三重」の実現

~ 強く・正しく・温かく ~

平成29年の刑法犯認知件数は、平成になって以降最少となった前年を下回る数値で推移しており、指数上は一定の改善が見られるものの、県民に強い不安を与える重要犯罪や子供・女性が被害者となる性犯罪等が後を絶たないことに加え、特殊詐欺の被害の増加、サイバー空間の脅威の深刻化など、犯罪情勢は予断を許さない状況である。

このほか、指定暴力団六代目山口組と神戸山口組の対立抗争や神戸山口組における内部対立 に起因する事件、全国高校総体の県内での開催を控え、テロ等の発生が懸念されるなど、治安 情勢は厳しさを増している。

また、交通情勢については、平成29年の交通事故死者数は前年と比べて減少しているが、 飲酒運転による死亡事故が増加するなど、悪質・危険な運転による交通事故が後を絶たない状 況である。

こうした情勢の中、県民の安全・安心を確保していくためには、ひとり警察のみならず、多様な主体と連携・協働し、社会全体で良好な治安が保たれるよう取り組んでいく必要があることに何ら変わることがないことから、平成29年の基本方針「「県民と共に築く安全で安心な三重」の実現」を継続する。

執行の重点

子供・女性を守る取組と犯罪抑止対策の推進

検挙の徹底に向けた犯罪捜査の推進

交通死亡事故等抑止対策の推進

サイバー空間の脅威に対する総合対策の推進

テロの未然防止と大規模災害等緊急事態における万全な対処

犯罪被害者等支援の推進

執行の重点に対する推進事項

子供・女性を守る取組と犯罪抑止対策の推進

刑法犯認知件数は減少傾向にあるものの、ストーカー事案、配偶者からの暴力事案、児童虐待事案は後を絶たず、特殊詐欺の被害も増加するなど、県民に不安感を生じさせているほか、社会構造等の変化により警察を取り巻く環境が複雑化し、県民の警察に対する要望も多様化していることから、安全で安心できる県民生活を確保するため、地域の犯罪情勢に即して警察活動を戦略的に展開するとともに、多様な主体と連携・協働した取組を一層推進し、治安上の脅威に対して耐性のある地域社会を構築する必要がある。このような情勢を踏まえ、次の諸対策を重点的に推進する。

- (1) ストーカー事案・配偶者からの暴力事案等への迅速・的確かつ総合的な対応
- (2) 児童虐待への迅速・的確な対応と取組の強化
- (3) 地域の犯罪情勢に即した効果的な犯罪抑止対策の推進
- (4) 防犯ボランティア活動の活性化や犯罪抑止インフラの整備等による犯罪の起きにくいまちづくりの推進
- (5) 振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺予防対策の推進
- (6) 「非行少年を生まない社会づくり」の一層の推進
- (7) 悪質性の高い福祉犯の取締りを始めとする子供の性被害に係る対策の推進
- (8) 性犯罪等の前兆とみられる声掛け、つきまとい等に対する先制・予防的活動の推進
- (9) 県民生活を脅かす生活経済事犯等の取締り等の強化

検挙の徹底に向けた犯罪捜査の推進

県民の生活や安全を脅かす重要犯罪や大きな財産的被害をもたらす重要窃盗犯の早期かつ徹底検挙、特殊詐欺の検挙と被害防止のための取組のほか、新たな刑事司法制度への対応、客観証拠を一層重視した捜査など、検挙の徹底に向けた犯罪捜査を的確に推進する必要がある。また、組織犯罪対策では、対立抗争や内部対立により県民に不安を与えている暴力団を始め、薬物密売組織や国際犯罪組織など犯罪組織の弱体化・壊滅に向けた取組を強化する必要がある。このような情勢を踏まえ、次の諸対策を重点的に推進する。

- (1) 重要犯罪・重要窃盗犯に対する検挙力の強化
- (2) 政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化
- (3) 振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺の捜査活動及び予防活動の強化
- (4) 捜査への科学技術の活用
- (5) 被疑者取調べの適正化
- (6) 暴力団等犯罪組織の存立基盤の弱体化
- (7) 国際組織犯罪対策の強化
- (8) 初動警察における事態対処能力の強化

交通死亡事故等抑止対策の推進

人身事故は年々減少傾向にあるものの、依然として高齢死者の割合が高水準で推移しており、また、飲酒運転等の悪質・危険な運転による重大事故も後を絶たないなど厳しい交通情勢にある中、第10次三重県交通安全計画(平成28年度から平成32年度)が掲げる抑止目標を達成するため、交通事故発生状況等を踏まえた詳細かつ具体的な分析を行った上で、総合的な交通安全対策を強化する必要がある。このような情勢を踏まえ、次の諸対策を重点的に推進する。

- (1) 交通安全教育・広報啓発活動の推進
- (2) 交通死亡事故等抑止に資する交通指導取締りの推進
- (3) 高齢運転者、悪質・危険運転者対策の推進
- (4) 安全で快適な交通環境の整備

サイバー空間の脅威に対する総合対策の推進

インターネットが県民生活や経済活動に不可欠な社会基盤として定着し、今や、サイバー空間は県民の日常生活の一部となっている。こうした中、世界各地においてランサムウエアの感染被害、重要インフラ事業者へのサイバーテロ、政府機関、企業等を対象としたサイバーインテリジェンス等が発生するなど、サイバー空間の脅威は深刻化している。また、県内においても、サイバー犯罪に関する相談が増加するなど、依然としてサイバー犯罪等の被害が後を絶たない状況にある。このような情勢を踏まえ、次の諸対策を重点的に推進する。

- (1) サイバー犯罪等に対する対処能力の向上
- (2) サイバー犯罪等の抑止に向けた官民一体となった総合的な取組の推進
- (3) 高度な情報技術を利用する犯罪に対する捜査と被害拡大防止対策の推進
- (4) サイバーテロ及びサイバーインテリジェンスの発生を想定した共同対処訓練の充実強化
- (5) サイバー空間の脅威への対処に係る組織基盤の強化

テロの未然防止と大規模災害等緊急事態における万全な対処

厳しい国際テロ情勢を踏まえ、県内外で開催される大規模行事について、治安対策の面からその成功に貢献するため、テロ等 違法行為の未然防止に向けた各種対策を推進する必要がある。また、南海トラフ地震を始めとする大規模災害等緊急事態に万全 な対処が必要である。このような情勢を踏まえ、次の諸対策を重点的に推進する。

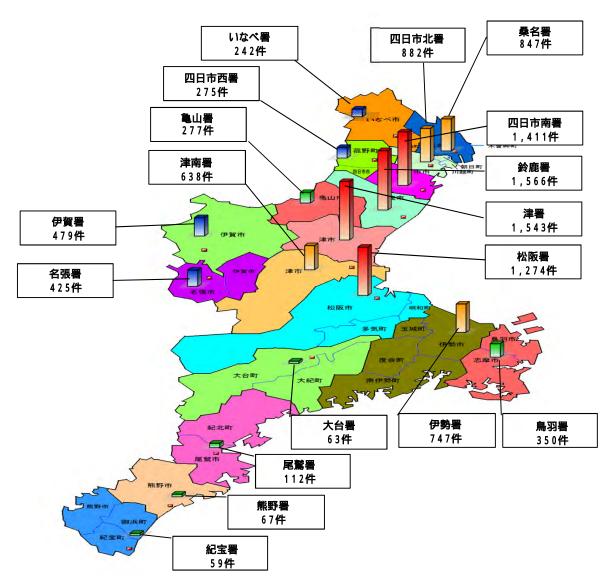
- (1) 「テロ対策パートナーシップ」を中核とする官民一体となったテロ対策の推進
- (2) 多様化する脅威に対応した情報収集・分析、各種違法行為の取締りの徹底
- (3) 情勢の変化に応じた的確な警衛警備の実施
- (4) 危機管理体制の確立及び対処能力の向上と緊急事態における迅速・的確な対処

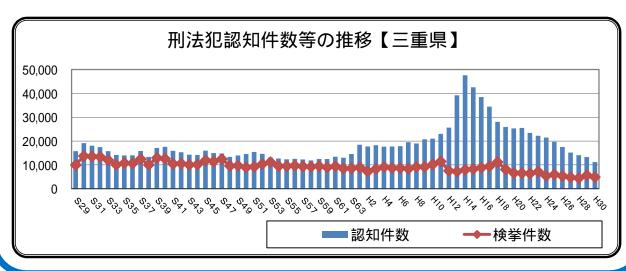
犯罪被害者等支援の推進

犯罪被害者及びその遺族又は家族の多くは、犯罪によって直接的な被害だけでなく、様々な二次的被害に苦しんでいることから、関係機関・団体と連携し、社会全体で犯罪被害者等を支える気運を高めていく必要がある。このような情勢を踏まえ、次の諸対策を重点的に推進する。

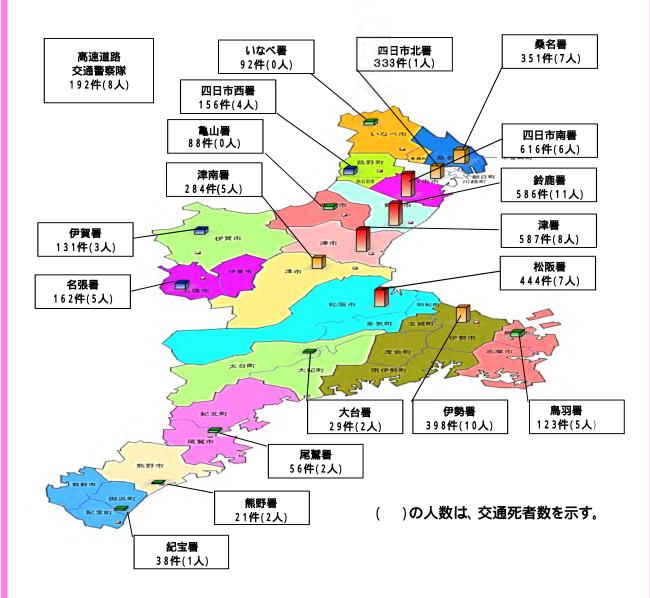
- (1) 犯罪被害者等の二次的被害の軽減
- (2) 早期援助団体等との連携による犯罪被害者等のニーズに応じた適正な支援
- (3) 犯罪被害者等支援に関する県民の理解と協力の確保

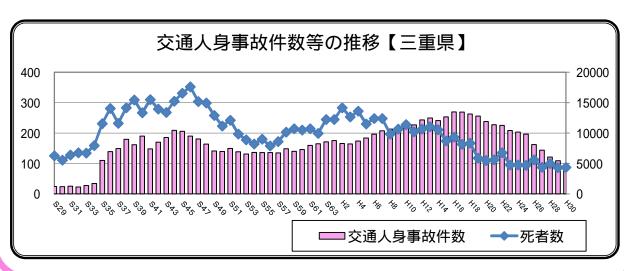
警察署別刑法犯認知件数【平成30年】





警察署別交通人身事故件数【平成30年】





執行の 重点 1

子供・女性を守る取組と犯罪抑止対策の推進

【主担当:生活安全部】

目的(対象、意図)

ストーカー・配偶者からの暴力事案、児童虐待事案等の被害から子供や女性を守る 取組を推進するほか、安全で安心できる県民生活の確保に向け、日々変化する犯罪の 発生状況と県民の要望を踏まえながら、地域住民等と連携・協働した取組をより一層 推進し、治安上の脅威に対して耐性のある地域社会を構築する。

指標

1:刑法犯認知件数

	年		H26年	H27年	H28年	H29年	H30年
目	標	値	21,000件	21,000件	15,178件未満	15,178件未満	15,178件未満
実	績	値	17,550件	15,178件	14,112件	13,346件	11,247件
比		率	83.6%	72.3%	93.0%	87.9%	74.1%

(注)「比率」は、目標値を100とした場合における実績値の割合を示す。



2:ストーカー・配偶者からの暴力事案の認知件数

年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年
ストーカー事案	360件	317件	355件	353件	305件
配偶者暴力事案	683件	676件	704件	742件	672件





3:児童相談所への通告児童数

年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年
通告人員	114人	98人	92人	272人	599人

4:児童虐待事件の検挙件数

年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年
検挙件数	7件	6件	5件	11件	3件





平成30年(度)の取組概要と成果、残された課題

- ・地域住民、事業者、関係機関・団体等と連携・協働し、地域の犯罪情勢に即した効果 的な犯罪抑止対策に取り組んだ結果、平成30年中の刑法犯認知件数は戦後最少を記録 した。また、防犯ボランティア活動の活性化に向けた支援等を推進したほか、特殊詐 欺の被害を減少させるため、県民に対する防犯指導・広報啓発のほか、自動通話録音 警告機貸与事業等による被害に遭わないための環境整備の促進、金融機関・コンビニ エンスストア等と連携した水際対策の強化に取り組んだ。
- ・ストーカー・配偶者からの暴力事案に対しては、被害者等の安全確保を最優先に、加害者の検挙、被害者等の一時避難に伴う支援などの保護対策に加え、改正ストーカー規制法を効果的に活用し、禁止命令等の行政措置を実施するなど、迅速・的確かつ総合的な対処を講じた。また、県精神科病院会と協定を締結し、治療の必要性のあるストーカー加害者に対して治療を勧めるなど、地域精神科医等と連携した再犯防止対策を推進した。
- ・児童虐待事案に対しては、虐待が疑われる情報を認知した際には警察官が現場臨場し、児童の安全を直接確認するとともに必要な措置を行い、事態が深刻化する前に児童の救出保護に努めたほか、児童相談所等に対する事前照会、児童虐待を受けたと思われる児童の確実な通告等、児童相談所等と連携した取組を推進した。
- ・ストーカー・配偶者からの暴力事案、児童虐待事案は重大事件へと発展するおそれが 大きいことから、今後も被害者等の安全確保を最優先とした措置を講じるほか、引き 続き、刑法犯認知件数の減少傾向を維持するため、地域住民等と連携・協働の上、県 民に不安を与える侵入窃盗や特殊詐欺等に重点を置いた諸対策を推進する。

推進事項 (1)

ストーカー事案・配偶者からの暴力事案等への迅速・的確かつ総合的な対応

【主担当:生活安全部人身安全対策課】

平成30年(度)の取組概要と成果

組織による迅速・的確な対応の推進

- ・平成30年中に認知したストーカー事案305件について、加害行為を防止し、被害者等の安全を確保するため、ストーカー規制法違反により16件、刑法等により30件を検挙したほか、ストーカー規制法に基づく警告36件及び禁止命令40件を発出した。また、配偶者暴力事案672件について、刑法等により97件を検挙した。
- ・被害者等の安全確保を最優先に、平成30年度中、ストーカー事案2件7名の被害者等に対して、一時避難に係る宿泊費公的負担制度による支援を実施したほか、警戒監視システムや位置情報提供システムの貸出しなど各種支援を的確に講ずるなど、被害者等の保護対策を徹底した。
- ・ストーカー事案や配偶者暴力事案等の特性を踏まえた迅速・的確かつ総合的な対処を 徹底するため、事案を担当する職員に対して、対処能力の向上を図るための研修会や 実戦塾の開催、改正ストーカー規制法の適正な運用に向けた改正法の趣旨や内容に関 する教養を実施した。

関係機関・団体と連携した被害防止対策の推進

- ・県が主催する「配偶者からの暴力の防止等連絡会議」等に出席し、被害者等の保護対策や配偶者暴力事案への対応等について、関係機関・団体との情報共有と連携強化を図った。
- ・内閣府等が主唱する「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせ、テレビのデータ放送を活用し、ストーカーや配偶者暴力被害の早期相談等について広報したほか、交番・駐在所の広報紙を活用した相談窓口の紹介、関係機関等との連携による駅、ショッピングセンター等での街頭広報啓発活動を実施した。

令和元年(度)の取組方向

組織による迅速・的確な対応の推進

・ストーカー事案及び配偶者暴力事案の認知件数が依然として高水準で推移していることから、引き続き、被害者等の安全確保を最優先に、危険性・切迫性を組織的に判断し、事案に応じた迅速・的確かつ総合的な対応を徹底する。

関係機関・団体と連携した被害防止対策の推進

・関係機関・団体と緊密に連携し、一時避難先の確保や防犯指導、自衛手段等の対応要 領の教示等、被害者等の安全を確保するための対策を強化するほか、ストーカー加害 者自身が抱える問題にも着目し、検挙等の措置を講じた者のうち、カウンセリング等 を希望する者に対し、地域の精神科医等と連携した対策を講ずる。 推進事項 (2)

児童虐待への迅速・的確な対応と取組の強化 【主担当:生活安全部少年課】

平成30年(度)の取組概要と成果

児童の安全の確認及び安全の確保を最優先とした対応の徹底

- ・平成30年中、警察から児童相談所へ通告した児童数は599人であり、事案に応じ、被害児童の保護、加害者への指導警告、児童相談所、学校、市町等と連携した対応等、 児童の安全の確認及び安全の確保を最優先とした対応を徹底した。
- ・警察署長会議、生活安全課長等会議における訓示・指示、生活安全任用科における教 養、警察署に対する巡回業務指導、執務資料の配布等により、児童虐待事案への適切 な対応を徹底した。

関係機関との連携強化

・平成30年8月、県、県市長会、県町村会との間で「児童虐待の防止、早期発見及び早期対応に向けた連携の強化に関する協定」を締結した。このことにより、各市町に設置の要保護児童対策地域協議会の代表者会議に加え、実務者会議にも警察が参加して、関係機関相互による情報共有、連携強化を図った。



・立入調査、援助要請等を想定したロールプレイング方式による児童相談所との合同訓練の実施や、「児童虐待に係る関係行政機関職員研修会」への参加等を通じ、関係機関との連携を強化するとともに、被害児童等への適切な対応に関する知識・技能の向上を図った。

厳正な捜査と被害児童の支援

- ・平成30年中、児童虐待事案3件を事件化し、加害者3人を検挙した。
- ・被害児童等の負担軽減及び供述の信用性担保のため、被害児童等からの事情聴取に当たっては検察庁及び児童相談所と連携し、三者の代表者による聴取を推進した。
- ・警察庁、児童相談所、検察庁等が開催する被害児童からの聴取技法に関する研修会に 参加し、被害児童からの聴取技法に関する知識・技能の修得に努めた。
- ・被害児童に対し、少年サポートセンターが中心となって、家庭訪問や被害児童との面接などの継続的な支援を実施した。

令和元年(度)の取組方向

児童の安全の確認及び安全の確保を最優先とした対応の徹底

・児童虐待事案の早期発見と被害児童の早期保護を徹底するため、各種会議、巡回業務 指導、学校教養等を通じ、児童虐待の危険度・緊急度を的確に判断できるよう指導・ 教養を行う。

関係機関との連携の強化

- ・関係機関との合同訓練や合同研修に積極的に参加し、関係機関との連携強化と現場対応力の向上を図る。
- ・児童相談センターと警察本部少年課をオンラインで結び、児童相談センターが保有している児童虐待に関する情報をリアルタイムに検索・閲覧できる機器を整備し、児童虐待のおそれのある事案に、より迅速・的確に対応する。

厳正な捜査と被害児童の支援

- ・事態が深刻化する前に被害児童を救出、保護するため、生活安全部門と刑事部門が緊密に連携し、迅速・的確な捜査を推進する。
- ・被害児童に対し、少年サポートセンターが中心となった家庭訪問や被害児童との面接 などの継続的な支援を実施する。

推進事項 (3)

地域の犯罪情勢に即した効果的な犯罪抑止対策の推進 【主担当:生活安全部生活安全企画課】

平成30年(度)の取組概要と成果

重点犯罪及び犯罪抑止計画の策定

- ・県内の犯罪情勢を勘案し、地域住民が不安に感じ、組織的に抑止対策を行うことが必要と認められる、空き巣、忍込み、自動車盗、車上ねらい、部品ねらい、強制わいせつ、オートバイ盗、自転車盗、万引き及び特殊詐欺の10罪種を本部重点犯罪に選定し、これら犯罪に対する抑止対策を推進した。
- ・各警察署においては、管内の犯罪情勢のほか、地域住民の声や各種警察活動を通じて 得た情報を基に犯罪実態等を分析し、地域住民が不安に感じ、かつ、真に抑止対策を 講ずる必要がある犯罪を署重点犯罪に選定し、これら犯罪に対する抑止対策を推進し た。
- ・地域住民の安全安心の確保の観点から最大の効果が上げられるよう、本部及び警察署 犯罪抑止計画に基づく推進状況等について半期ごとに検証を行い、社会情勢の変化等 を踏まえた不断の見直しに努めた。

地域の犯罪情勢に即した犯罪抑止対策の推進

・本部及び警察署犯罪抑止計画に基づき、犯罪発生時における組織的な捜査活動を始め、犯罪多発地域・時間帯におけるパトロールの強化、各種機会・広報媒体を効果的に活用した地域住民への情報提供、関係機関・団体等と連携・協働した広報啓発活動等を推進した結果、平成30年中の刑法犯認知件数は、戦後最少の11,247件となった。

令和元年(度)の取組方向

重点犯罪及び犯罪抑止計画の策定

・平成31年の本部重点犯罪として、空き巣、忍込み、自動車盗、車上ねらい、部品ねらい、自転車盗及び特殊詐欺の7罪種を選定し、本部犯罪抑止計画に基づく効果的な犯罪抑止対策を推進する。

平成30年本部重点犯罪からの変更点 強制わいせつ、オートバイ盗、万引きを削除

・各警察署においては、本部重点犯罪を踏まえ、管内の犯罪情勢等に応じて平成31年の 署重点犯罪を選定し、警察署犯罪抑止計画に基づく効果的な犯罪抑止対策を推進す る。

地域の犯罪情勢に即した犯罪抑止対策の推進

- ・本部及び警察署犯罪抑止計画に基づき、犯罪発生時における組織的な捜査活動を推進 するほか、犯罪の多発する地域や時間帯に重点を置いた街頭活動の強化、防犯情報等 の適時適切な提供、関係機関・団体等と連携・協働した活動など、県民の安全安心の 確保に向け、地域の犯罪情勢に即した効果的な犯罪抑止対策を推進する。
- ・犯罪発生状況を詳細かつ多角的に分析するとともに、実施した対策の効果を検証し、 真に効果のある抑止対策を推進する。

推進事項 (4)

防犯ボランティア活動の活性化や犯罪抑止インフラ の整備等による犯罪の起きにくいまちづくりの推進 【主担当:生活安全部生活安全企画課】

指標

防犯ボランティアの団体数及び活動人員

年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年
団 体 数	609団体	610団体	629団体	646団体	671団体
活動人員	35,353人	36,330人	36,559人	36,584人	36,095人





(人)

平成30年(度)の取組概要と成果

新たな防犯ボランティア団体の結成促進

・高校生等の若い世代や事業者に対し、防犯ボランティア活動への参加を働き掛けるな どして、地域住民等による新たな防犯ボランティア団体の結成を促進した結果、平成 30年12月末現在の防犯ボランティア団体数は671団体、活動人員は36,095人となっ た。

持続可能な防犯ボランティア活動に向けた支援の推進

- ・防犯ボランティア団体の士気高揚を図るため、知事、警 察本部長等が、下校時における子供の見守り活動に従事 する防犯ボランティアを視察・激励した。
- ・防犯ボランティア活動の活性化に向け、防犯の絆ネット ワーク等を活用した犯罪情報・防犯情報の提供、合同パ トロールの実施など、各種支援を実施した。



防犯ボランティアへの視察・激励

・平成30年度防犯ボランティア団体物品支援事業により、高校生ボランティア及び新規 結成団体に対して、防犯ベスト、LED信号灯などの防犯活動用物品を配付した。

街頭防犯カメラの整備促進

- ・既存の街頭緊急警報装置について、富田・富洲原地区の 2基を街頭防犯カメラに切り替え、平成30年9月から運 用を開始した。
- ・各市町における次年度の予算編成前に、警察署幹部が各 市町の首長等に対して防犯カメラ等の防犯機器の設置・ 拡充等を働き掛けた結果、平成30年4月、松阪市におい て防犯カメラの設置に係る補助金制度が導入された。



街頭防犯カメラの設置

令和元年(度)の取組方向

新たな防犯ボランティア団体の結成促進

・防犯ボランティア団体を年間20団体増加させることを目標に、地域住民等に対する働き掛けと支援を行い、新たな防犯ボランティア団体の結成促進を図る。

持続可能な防犯ボランティア活動に向けた支援の推進

・関係機関・団体等と連携し、防犯活動用物品の配布や犯罪情報・防犯情報の提供等の 活動支援を推進する。

街頭防犯カメラの整備促進

・老朽化した街頭緊急警報装置を撤去し、防犯上、設置が必要な地域へ街頭防犯カメラを整備するほか、市町の首長等に対して、次年度の当初予算編成前に、防犯カメラ等の設置を始めとした地域安全関係予算の増額等の働き掛けを継続して実施し、街頭防犯カメラの整備促進を図る。

推進事項 (5)

振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺予防対策の推進

【主担当:生活安全部生活安全企画課】

指標

特殊詐欺の認知件数、被害額

107114174714	111 2444 184				
年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年
認知件数	103件	126件	164件	205件	107件
被害額	6億3,140万円	5億9,280万円	5億1,960万円	3億550万円	3億8,960万円





平成30年(度)の取組概要と成果

県民の警戒心・抵抗力を向上させる防犯指導、広報啓発の推進

- ・毎月15日の「特殊詐欺撲滅の日」を中心に、金融機関、商業施設等において、関係機関等と連携の上、特殊詐欺被害防止に向けた広報啓発活動等を実施した。
- ・特殊詐欺の犯行の手口や被害に遭わないための注意点等について、テレビ、ラジオ、 新聞等のマスメディアのほか、県警公式ツイッターやYahoo!防災速報アプリなど、各 種広報媒体を効果的に活用し、情報発信を行った。
- ・一般社団法人生命保険協会三重県協会及び財務省東海財務局津財務事務所と「特殊詐欺等の被害防止に関する協定」を締結し、生命保険会社の営業職員等による企業活動 を通じた顧客への声掛け、啓発等の被害防止活動を実施した。

防犯機能を備えた電話用機器の普及を始めとした被害に遭わないための環境整備の促進

- ・県内に居住する高齢者等を対象に自動通話録音警告機の無償貸与事業を実施し、設置 効果を体験してもらい、被害防止機器の普及を始めとした被害に遭わないための環境 整備の促進を図った。
- ・システム開発会社と連携し、同社が提供するアプリを利用して携帯電話に届く悪質な メールをブロックする迷惑メール防止サービスを活用した架空請求詐欺対策を実施し た。

金融機関、コンビニエンスストア等と連携した水際対策の強化

- ・金融機関及びコンビニエンスストア事業者の防犯担当者との間で「特殊詐欺被害防止 対策会議」を開催し、水際対策の強化に向けた協力要請のほか、特殊詐欺の被害情勢 や被害防止対策の推進状況等について情報交換を行い、連携強化を図った。
- ・金融機関等における水際対策の強化を図るため、窓口 での対応要領をロールプレイング形式で訓練する声掛 け訓練を実施した。
- ・コンビニエンスストアで電子マネーを購入させる手口の架空請求詐欺対策として、電子マネー販売時に、台紙ごと封入して購入客に被害防止を呼び掛ける電子マネー被害防止封筒(第2弾)を県内のコンビニエンスストア全店舗に配布した。
- ・一般社団法人三重県タクシー協会と「特殊詐欺の被害 防止に関する協定」を締結し、特殊詐欺の発生情報等 について情報交換を行うとともに、被害者や犯人と思 われる乗客を発見した場合の被害者への声掛けや警察 への通報を要請した。



電子マネー被害防止封筒(第2弾)



特殊詐欺の被害防止に関する協定の締結

令和元年(度)の取組方向

県民の警戒心・抵抗力を向上させる防犯指導、広報啓発の推進

・特殊詐欺の犯行の手口や被害に遭わないための注意点等について、特殊詐欺撲滅の日を中心に、新聞、テレビ、インターネット等の各種広報媒体を活用した広報啓発活動 や捜査の過程で入手した名簿登載者への注意喚起等を実施する。

防犯機能を備えた電話用機器の普及を始めとした被害に遭わないための環境整備の促進

・固定電話の常時留守番電話設定の利用促進を図るほか、自動通話録音警告機の無償貸 与事業を継続して実施し、県民による自主的な被害防止機器の普及を始めとした被害 に遭わないための環境整備の促進を図る。

金融機関、コンピニエンスストア等と連携した水際対策の強化

- ・特殊詐欺被害防止対策会議を開催し、金融機関、コンビニエンスストア事業者等との 連携強化を図るほか、これら事業者と連携した声掛け訓練を通じて窓口での声掛け技 能の向上を図るなど、水際対策を一層強化する。
- ・金融機関職員等の声掛けによる水際阻止事例を効果的に広報し、水際対策に係る士気高揚を図る。

推進事項 (6)

「非行少年を生まない社会づくり」の一層の推進

【主担当:生活安全部少年課】

指標

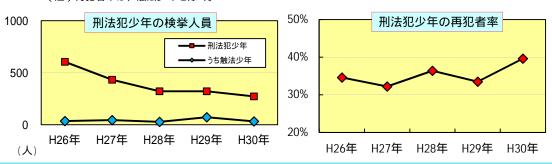
1:刑法犯少年の検挙・補導状況

年		H26年	H27年	H28年	H29年	H30年
検	挙人員	605人	433人	322人	321人	272人
	うち触法少年	35人	45人	28人	73人	32人

2:刑法犯少年の再犯者率

年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年
再犯者率	34.6%	32.2%	36.4%	33.5%	39.6%

(注)再犯者率は、触法少年を除く。



平成30年(度)の取組概要と成果

少年に手を差し伸べる立ち直り支援(三重県版コネクションズ)の推進

- ・非行等の問題を抱える少年の立ち直りを支援し、再び非行に走ることを防止するため、平成23年3月から三重県版コネクションズに取り組んでおり、平成31年3月末までに、延べ152人を対象に、少年サポートセンターが中心となって継続的な指導・助言、就労支援、居場所づくり活動等の支援を延べ2,891回実施した。
- ・居場所づくり活動では、関係機関、少年警察ボランティア等と連携し、農業体験、生産体験、料理体験、スポーツ活動等を実施した。



スポーツ活動

少年を見守る社会気運の向上

- ・平成30年度、幼稚園・保育園、小学校、中学校、高等学校等において、延べ521回、53,617人の児童・生徒等を対象に、非行防止や犯罪被害防止のほか、インターネットの危険性や適切な利用方法等をテーマとする非行防止教室を実施し、少年の規範意識の向上を図った。
- ・少年警察ボランティア等と連携した街頭補導活動、通学 路等における少年への呼び掛け・あいさつ運動等を実施 した。
- ・各地域で開催される自治会やPTAの総会、学校関係者 の会議等において、少年非行の情勢や被害要因等の情報 発信を行った。



小学校における非行防止教室

令和元年(度)の取組方向

少年に手を差し伸べる立ち直り支援(三重県版コネクションズ)の推進

・関係機関や少年警察ボランティアの協力を得ながら、引き続き、三重県版コネクションズに取り組み、非行等の問題を抱える少年の立ち直り支援活動を推進する。

少年を見守る社会気運の向上

・警察職員による非行防止教室を継続実施するとともに、特に、低年齢のうちから規範 意識の向上を図り、将来の非行を防止するため、保育園・幼稚園児、小学生の低学年 を対象とした非行防止教室「キッズ"輝け"(KAGAYAKE)スクール」を積極的 に実施する。

推進事項 (7)

悪質性の高い福祉犯の取締りを始めとする子 供の性被害に係る対策の推進

【主担当:生活安全部少年課】

指標

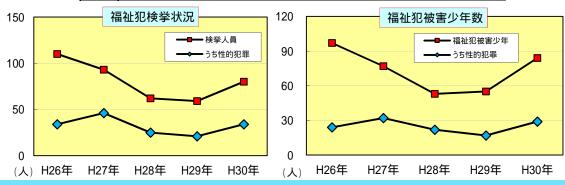
1:福祉犯の検挙人員

	年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年
福祉犭	D検挙人員	110人	93人	62人	59人	80人
	うち性的犯罪	34人	46人	25人	21人	34人

(注) 福祉犯とは、少年の心身に有害な影響を与え、少年の福祉を害する犯罪をいう。 性的犯罪の福祉犯とは、児童買春事犯、児童ポルノ事犯、三重県青少年健全育成 条例(いん行又はわいせつな行為等の禁止)違反等をいう。

2:福祉犯の被害少年数

	年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年
福祉犯被害少年		97人	77人	53人	55人	84人
	うち性的犯罪	24人	32人	22人	17人	29人



平成30年(度)の取組概要と成果

被害児童の早期発見と児童ポルノ事犯等福祉犯取締りの推進

- ・少年の心身に有害な影響を与え、少年の福祉を害する福祉犯の取締りを推進し、平成 30年中80人を検挙し、被害少年84人を保護した。
- ・福祉犯のうち、児童ポルノ事犯等の性的犯罪で34人を検挙し、被害少年29人を保護した。
- ・平成30年中、福祉犯の被害少年1人について、少年サポートセンターが中心となり、 カウンセリング等の支援を継続的に実施した。

捜査員等の捜査能力の向上

・警察庁、児童相談所等が開催する研修会に捜査員等が参加し、被害児童の負担軽減と 供述の信用性担保の双方に資する聴取技法に関する知識・技能の修得に努めた。

携帯電話等インターネット接続機器からの有害情報の閲覧防止対策の推進

- ・インターネットを利用して性被害に遭う児童が後を絶たないことから、児童・生徒や 保護者等を対象に、インターネット利用に起因する被害事例等の情報提供や自画撮り 被害の防止等について啓発活動を実施した。
- ・携帯電話販売店等に対し、警察職員による立入りを実施し、三重県青少年健全育成条例に基づくフィルタリングサービスに関する説明義務の徹底等を指導・要請した。

令和元年(度)の取組方向

被害児童の早期発見と児童ポルノ事犯等福祉犯取締りの推進

・サイバー補導やサイバーパトロールを強化し、福祉犯による被害少年を早期に発見・ 保護するとともに、福祉犯取締りを推進する。

捜査員等の捜査能力の向上

・福祉犯の取締りに従事する捜査員や被害児童の支援を担当する職員を対象に、研修、 教養等を実施して、捜査能力等の向上を図る。

携帯電話等インターネット接続機器からの有害情報の閲覧防止対策の推進

・子供の性被害を防止するため、関係機関、団体等と連携し、児童・生徒や保護者等を対象とした広報啓発活動を実施する。また、SNS等に起因する犯罪被害を防止する ため、運用型LINE広告を活用した広報啓発活動を実施する。

推進事項 (8)

性犯罪等の前兆とみられる声掛け、つきまとい等に 対する先制・予防的活動の推進

【主担当:生活安全部人身安全対策課】

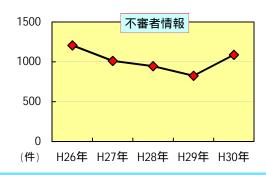
指標

1:不審者情報の認知件数

年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年
認知件数	1,208件	1,012件	947件	825件	1,089件

2: 先制・予防的活動(指導警告)の実施状況

年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年
指導警告件数	107件	154件	159件	100件	135件





平成30年(度)の取組概要と成果

子供や女性を被害者とする性犯罪等の未然防止の推進

・子供や女性を対象とする性犯罪等の前兆とみられる声掛け、つきまとい等の事案に対して、周辺での捜査や警戒活動により行為者を特定し、検挙又は指導・警告措置を講ずる先制・予防的活動を推進し、平成30年中、行為者への指導・警告を135件実施した。

情報発信活動の推進

・子供や女性に対する声掛け、つきまとい等の不審者情報を収集し、関係者のプライバシーに配意しつつ、県警ウェブサイトへの掲載や携帯電話利用者向けのメール配信等 による情報発信を行った。

子供対象・暴力的性犯罪出所者の再犯防止措置の推進

・法務省から警察庁を通じて提供を受けた子供対象・暴力的性犯罪の前歴者に関する出 所情報に基づき、当該対象者の定期的な所在確認を行ったほか、対象者の同意を得た 上で面談を行い、再犯防止のための助言・指導を行った。

令和元年(度)の取組方向

子供や女性を被害者とする性犯罪等の未然防止の推進

・引き続き、警察署と連携し、先制・予防的活動を実施して子供や女性が被害者となる 性犯罪等の未然防止を図る。

情報発信活動の推進

・引き続き、収集した不審者情報について、関係者のプライバシーに配意しつつ、県民 への情報発信を推進する。

子供対象・暴力的性犯罪出所者の再犯防止措置の推進

・引き続き、警察署と連携し、子供対象・暴力的性犯罪出所者に対する再犯防止措置を 推進する。

推進事項 (9)

県民生活を脅かす生活経済事犯等の取締り等の強化

【主担当課:生活安全部生活環境課】

指標

1:生活経済事犯の検挙件数

年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年
生活経済事犯検挙数	55件	60件	37件	51件	50件

2:被害拡大防止対策件数

年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年
被害拡大防止対策件数	609	584	437	545	321

被害拡大防止対策の内容は、口座凍結情報提供、携帯電話の契約者確認の求め、違法情報削除要請で、レンタル携帯電話等の解約要請である。





平成30年(中)の取組概要と成果

生活経済事犯取締りの強化

- ・県民の日常的な経済生活における安全と安心に大きな脅威を与える悪質商法事犯やヤミ金融事犯等の生活経済事犯の取締りを強化し、サントリーウイスキー「響30年」に係る商標法違反及び詐欺事件等を検挙するとともに、生活経済事犯で悪用されている預貯金口座、携帯電話等を把握した際には、口座凍結や携帯電話に係る契約者確認の求めを行うなど、犯行ツールの提供停止を目的とした犯行助長サービス対策により、被害の拡大防止に努めた。
- ・交番・駐在所の広報紙、県警ウェブサイトへの掲載のほか、高齢者に対する防犯講話、巡回連絡等あらゆる活動を通じ、被害を防止するための広報啓発活動を実施した。

環境事犯取締りの強化

・廃棄物関係事犯の拡大を防止するため、違反者の早期検挙に努めるとともに、関係機関や自治体との連携に努め、産業廃棄物の不法投棄事犯等の悪質な事犯に対する取締りを推進した。

風俗・雇用関係事犯等取締りの強化

- ・部門横断的な協働体制の下、善良な風俗及び清浄な風俗環境を阻害する悪質・違法な 営業を行う風俗店等に対する取締りを強化し、スナック経営者らによる風営法違反及 び売春防止法違反や喫茶店経営者らによる常習賭博及び風営法違反等を検挙するな ど、健全な風俗環境の浄化活動を推進した。
- ・外国人労働者に係る雇用関係事犯の取締りを強化するため、「人身取引事犯に係るコンタクトポイント連絡会議」に参加し、関係行政機関、在京大使館、国際機関、NGO及び各都道府県警察等との緊密な情報共有及び連携強化を図るとともに、入国管理局と連携した捜査を推進した。

令和元年(度)の取組方向

生活経済事犯取締りの強化

- ・高齢者等が被害に遭いやすい利殖勧誘事犯及び特定商取引等事犯、いわゆる「090金融」や新たな手口によるヤミ金融事犯など、県民の日常生活を脅かす生活経済事犯に対する検挙活動を一層強化し、法律に基づく犯罪収益等の没収保全、課税通報等により、被疑者が不当に得た利益を剥奪するほか、犯行助長サービス対策を一層推進し、被害の拡大防止と回復支援を図る。
- ・積極的な情報交換や担当者会議を通じて、消費者行政等関係機関との連携を強化する ほか、県民の速やかな被害の届出を促進するための広報啓発活動を推進する。

環境事犯取締りの強化

- ・廃棄物関係事犯の拡大を防止するため、関係機関や自治体との緊密な連携の下、端緒 情報の早期収集に努めるとともに、産業廃棄物の不法投棄事犯等、県民の生活環境を 脅かす悪質な事犯に対する積極的な取締りを推進する。
- ・自治体広報誌への掲載や警察官による講話など、各種広報媒体・機会を通じ、廃棄物 関係事犯の防止に向けた広報啓発活動を推進する。

風俗・雇用関係事犯等取締りの強化

- ・あらゆる機会を通じた風俗実態の把握に努め、悪質・違法な営業を行う風俗店等に対する取締りを強化するとともに、あわせて、行政処分(指導等)の措置を講じるなど、各種対策を強化して更なる風俗環境の改善を図る。
- ・不法滞在者の実態把握や不法就労に関する情報収集に努め、入国管理局や労働基準監督署と連携を図りつつ、繁華街・歓楽街における組織犯罪対策等とも連動した不法就 労及び不法滞在事犯の取締りを強化する。

執行の 重点 2

検挙の徹底に向けた犯罪捜査の推進

【主担当:刑事部】

目的(対象、意図)

県民の生活や安全を脅かす重要犯罪や大きな財産的被害をもたらす重要窃盗犯の早期かつ徹底検挙、特殊詐欺の検挙と被害防止のための取組のほか、新たな司法制度への対応、客観証拠を一層重視した捜査など、検挙の徹底に向けた犯罪捜査を的確に推進する。また、組織犯罪対策では、対立抗争や内部対立により県民に不安を与えている暴力団を始め、薬物密売組織や国際犯罪組織など犯罪組織の弱体化・壊滅に向けた取組を強化する。

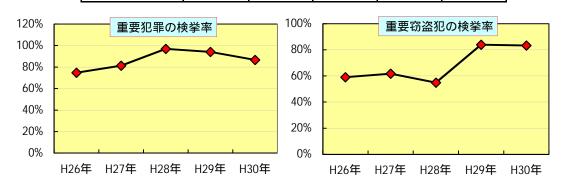
指標

1:重要犯罪の検挙率

年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年
目標値	-	-	70.0%	70.0%	70.0%
重要犯罪	74.8%	81.3%	96.9%	94.1%	86.7%

2:重要窃盗犯の検挙率

年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年
重要窃盗犯	59.0%	61.7%	54.9%	84.0%	83.3%



平成30年(度)の取組概要と成果、残された課題

- ・県民に不安を与える犯罪の検挙の徹底のため、犯罪情勢を踏まえた検挙対策など、犯罪捜査を的確に推進した結果、県民に強い不安を与える重要犯罪の検挙率(86.7%)、県民の身近で発生する重要窃盗犯の検挙率(83.3%)は、いずれも過去5年の平均値(重要犯罪:81.6%、重要窃盗犯:61.7%)を上回った。また、長期に国外逃亡していた被疑者による暴力団幹部殺人事件、鈴鹿市内発生の殺人・死体遺棄事件、不正入札手続き等に絡む贈収賄事件などを検挙した。
- ・引き続き、重要犯罪を始め、県民に不安を与える種々の犯罪の早期検挙に向け、事件 認知時の迅速・的確な初動捜査、捜査支援システムや科学技術を活用した緻密かつ適 正な捜査等を徹底し、新たな刑事司法制度に的確に対応した警察捜査を推進する。ま た、犯行拠点の摘発や犯行グループの中枢被疑者の検挙など特殊詐欺撲滅に向けた取 締り、対立抗争状態にある六代目山口組、神戸山口組及び任侠山口組に対する集中的 かつ戦略的な取締り、違法薬物の流通防止に向けた薬物犯罪対策、外国人に関する犯 罪インフラ対策など総合的な組織犯罪対策を推進する。

推進事項 (1)

重要犯罪・重要窃盗犯に対する検挙力の強化

【主担当:刑事部刑事企画課】

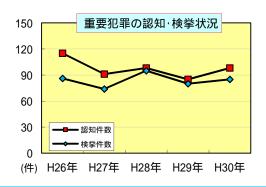
指標

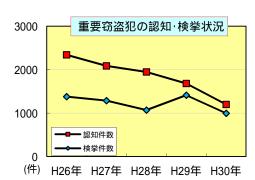
1:重要犯罪の認知検挙状況

年		H26年	H27年	H28年	H29年	H30年
重要犯罪	認知件数	115件	91件	98件	85件	98件
里女心非 	検挙件数	86件	74件	95件	80件	85件

2:重要窃盗犯の認知検挙状況

年		H26年	H27年	H28年	H29年	H30年
重要窃盗犯	認知件数	2,342件	2,085件	1,947件	1,681件	1,197件
里女切盆化	検挙件数	1,381件	1,287件	1,068件	1,412件	997件





平成30年(度)の取組概要と成果

重要犯罪に対する捜査の徹底

・組織の総合力を発揮した迅速・的確な初動捜査及び現場鑑識活動の徹底による客観証拠の収集、DNA型鑑定や各種捜査支援システムの積極的活用等科学捜査を推進した結果、平成30年中「鈴鹿市稲生塩屋一丁目地内における殺人事件」、「鈴鹿署管内における実父殺人事件」等、85件の重要犯罪を検挙した。検挙率は、過去5年の平均値(81.6%)を上回る86.7%であった。

未解決重要事件に対する粘り強い捜査の推進

- ・平成29年2月18日、津市内で発生した強制わいせつ事件について、DNA型鑑定等の 科学捜査を駆使し粘り強く継続して捜査した結果、事件発生から1年10か月越しで被 疑者を検挙した。
- ・多気郡明和町地内の女子高校生所在不明事案及び伊勢市黒瀬町地内の女性記者所在不明事案の早期解決及び風化を防止するための広報として、女子高校生所在不明事案については、平成30年6月13日に明和町地内の3か所、女性記者所在不明事案については、平成30年11月24日に伊勢市内の4か所で広報用チラシをそれぞれ配布し、情報提供の呼び掛けを実施した。

特殊事件の捜査技術習得に向けた実戦的訓練の充実・強化

・身代金目的誘拐事件、人質立てこもり事件等の特殊事件においては、警察捜査の巧 拙が直接、被害者の生命を左右することから、有事に迅速・的確な初動活動及び被 害者の救助活動を展開するため、実際の事件発生を想定した実戦的な身代金目的誘 拐事件対応訓練、人質立てこもり事件訓練等を重ね事案対処能力の向上を図った。

犯罪死見逃し事案の絶無に向けた取組の徹底

- ・犯罪死見逃し事案の絶無を期すため、検視官による積極的な現場臨場に努めるとともに、客観的な死体取扱いを徹底して検視に関する技能等の向上を図った。平成30年中の死体取扱数は2,598体で、検視官臨場率は74.4%(1,932件)であった。
- ・平成30年7月に警察医研修会を開催し、警察医の技術・資質向上を図ったほか、三重 県歯科医師会の共催による大規模災害発生を想定した多数死体対応訓練を実施し、身 元確認作業の要領や技能を深化させるとともに、協力体制の強化を図った。

重要窃盗犯捜査の強化

・重要窃盗犯は広域かつ連続発生する傾向が認められることから、発生状況の分析、 聞き込み捜査、盗品捜査等の基礎捜査を徹底するとともに、警察署や他府県警察と の情報共有による、合(共)同捜査を推進した結果、平成30年中、997件の空き巣 事件等を検挙した。検挙率は、過去5年の平均値(61.7%)を大きく上回る83.3%で あった。

広域犯罪捜査力の強化

・愛知県及び岐阜県と締結している特定地域・犯罪に係る協定に基づき実施する広域 重要事件捜査訓練に参加するなどして、広域犯罪捜査力の強化を図った。

令和元年(度)の取組方向

重要犯罪に対する捜査の徹底

・県民の体感治安を向上させるためには、重要犯罪を早期に徹底して検挙することが 必要不可欠であることから、事案発生時においては、最大限の捜査員を投入して客 観証拠の収集を始めとした初動捜査を徹底し、被疑者の早期検挙を図る。

未解決重要事件に対する粘り強い捜査の推進

・未解決重要事件に対しては、専従捜査体制を強化し、多角的な証拠分析の実施や新たな捜査手法を導入した捜査を展開するとともに、継続的な情報収集及び的確な広報活動を推進して事件の風化防止に努める。

特殊事件の捜査技術習得に向けた実戦的訓練の充実・強化

・捜査技術習得に向けた実戦的な特殊事件対応訓練を更に充実させ、捜査員個々の事 案対処能力を向上させるとともに、他県警察との合同訓練に積極的に参加し、有事 の際に県を超えた協力体制が確保できるよう訓練や情報共有に努める。

犯罪死見逃し事案の絶無に向けた取組の徹底

・犯罪死の見逃し防止に資するため、警察署と検視官室の緊密な連携による検視官の 積極的な現場臨場に努めるとともに、検査用資機材を有効活用するなどした検視の 高度化及び死亡時画像診断の協力病院の拡充を図ることにより、事件性の有無及び 死亡種別・死因の的確な判断に努める。

重要窃盗犯対策の強化

・引き続き、発生状況の分析、聞き込み捜査、盗品捜査等の基礎捜査を徹底するとと もに、部門横断的な連携、積極的な合(共)同捜査等による効果的・効率的な捜査 により検挙の向上を図る。

広域犯罪捜査力の強化

・ 広域重要事件捜査訓練等を通じて他県との連携を更に強化し、広域にわたる重要犯 罪等の特定犯罪発生時の迅速・的確な初動捜査の徹底を図る。

推進事項 (2)

政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化

【主担当:刑事部捜査第二課】

指標

政治・行政を巡る構造的不正事案の検挙状況

年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年
贈収賄(件)	0	0	0	0	1
談合・競売入札妨害(件)	0	0	0	1	0
あっせん利得処罰法違反(件)	0	0	0	0	0
政治資金規正法違反(件)	0	0	0	0	0
合計(件)	0	0	0	1	1

平成30年(度)の取組概要と成果

政治・行政を巡る不正事案への対策

・公務員等による贈収賄事件、社会制度を悪用した詐欺事件、買収等の公職選挙法違反事件等の政治・行政を巡る不正は、社会に対する信頼を根底から覆し、県民の不公平感を増大させるものであることから、この種の犯罪の摘発が警察の重要な任務であるという意識を高め、質の高い端緒情報の収集や内偵捜査力の向上を図ったところ、亀山市指定文化財修理工事の入札を巡る贈収賄事件を検挙した。

経済を巡る不正事案への対策

・金融・企業犯罪を始めとする経済的不正は、経済活動の健全性や信頼性に重大な影響を及ぼす犯罪であり、とりわけ、企業の経営者らによる不正な経済活動や各種利権に絡む潜在的な不正に対し厳正に対処するため、この種犯罪の取締りを推進し、積極的な情報収集に努めたところ、ウッドピア市売協同組合経理主任による多額業務上横領事件を検挙した。

令和元年(度)の取組方向

政治・行政を巡る不正事案への対策

・潜在化が進む政治・行政を巡る構造的不正事案や経済的不正事案の検挙に向け、組 織を挙げた端緒情報の収集・分析、スピード感のある内偵捜査等を推進し、あらゆ る刑罰法令を駆使した取締りを推進する。

経済を巡る不正事案への対策

・経済を巡る不正事案の背景には、反社会的勢力の介入等の構造的知能暴力が存在する可能性があることから、平素から組織犯罪対策部門等と緊密な連携を図り、事件の内容に応じて、地方自治体、金融機関等の関係機関と緊密な連携を図る。

推進事項 (3)

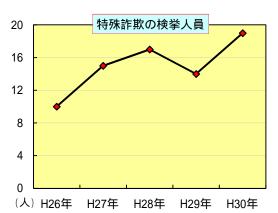
振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺の捜査活動及び 予防活動の強化 (主担当:刑事部捜査第二課)

指標

特殊詐欺の検挙状況

年		H26年	H27年	H28年	H29年	H30年
振り込め	検挙件数	22件	27件	17件	29件	63件
詐 欺	検挙人員	3人	12人	16人	14人	19人
振 リ 込 め 詐 欺 以 外	検挙件数	5件	5件	1件	0件	0件
の詐欺	検挙人員	7人	3人	1人	0件	0件
特殊詐欺	検挙件数	27件	32件	18件	29件	63件
合 計	検挙人員	10人	15人	17人	14人	19人





平成30年(度)の取組概要と成果

特殊詐欺対策の強化

- ・振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺の実行犯及び口座開設詐欺等の助長犯罪の徹底 検挙と突き上げ捜査を推進した結果、平成30年中、特殊詐欺実行犯63件19人(うち 「だまされた振り作戦」や職務質問等による現場検挙6件5人)を検挙するととも に、助長犯191件62人を検挙した。
- ・被害の届出や相談に係る情報を早期に収集・集約し、口座凍結や携帯電話に係る契約者確認の求め、役務提供拒否要請、利用停止の緊急要請等を実施したほか、犯行利用電話に対する警告電話を行うなど、特殊詐欺に利用される犯行ツールの迅速な遮断に努めた。
- ・警察署の捜査員や地域課員等に対して、特殊詐欺に関する捜査能力、検挙実績の向上を図るため、捜査手法、検 挙方策の指導・教養、特殊詐欺現場設定想定訓練等を実 施した。

現場設定想定訓練の状況

令和元年(度)の取組方向

特殊詐欺対策の強化

- ・特殊詐欺撲滅に向け、引き続き「だまされた振り作戦」や職務質問による現場検挙等を推進し、実行犯及び特殊詐欺を助長する犯罪の徹底検挙に努めるとともに、突き上げ捜査等により上位被疑者の検挙に向けた捜査を展開する。 また、県外への誘き出し型のオレオレ詐欺やキャッシュカードすり替え型の特殊詐欺類似事案が増加していることから、犯行手口の変化に対応した捜査を推進する。
- ・検挙被疑者からの突き上げや通信傍受等の新たな捜査手法を導入するなどして、犯 行拠点の摘発及び犯行グループの壊滅に向けた捜査を推進する。
- ・犯人と被害者を結びつける電話等のツール供給を遮断するため、一層の契約者確認 の求め、役務提供拒否要請の実施に加え、「利用停止の緊急要請」等による迅速・ 確実なツールの無力化措置を講ずる。
 - また、犯行ツール対策に重点を置く専従班を運用し、悪質な犯行ツール提供事業者に対する摘発・取締りを強化する。

推進事項 (4)

捜査への科学技術の活用

【主担当:刑事部刑事企画課】

平成30年(度)の取組概要と成果

捜査支援分析を活用した捜査の推進

- ・防犯カメラ映像を適切かつ確実に収集・活用するため、県内における防犯カメラの設置箇所等を把握して資料化を図るとともに、迅速な確認作業と捜査への活用 に資するため、映像分析用機器等の各種資機材を整備した。
- ・犯罪多発地域等において、効果的な包囲網を形成し犯罪使用車両等を発見確保するため、車両捜査支援システムの整備促進に努めた。 また、同システム活用の更なる促進を図るため、各警察署の若手捜査員を対象と した巡回教養等を積極的に実施した。
- ・情報分析支援システム(CIS-CATS)の活用促進を図るため、各部門の専 科教養等あらゆる機会を活用した教養を実施するとともに、技術の習熟による活 用の高度化を図るため、刑事企画課捜査支援係員を全国規模の会議や研修会等に 積極的に参加させた。

科学技術を活用した捜査の推進

- ・鑑識専務員を対象とした鑑識実戦塾や専科教養等による鑑識技術の向上を図ると ともに、地域警察官等を対象とした上級鑑識技能検定、似顔絵講習会等により組 織全体の鑑識技能の底上げを図った。
- ・犯罪現場へ第一に臨場する可能性が高い地域警察官の現場鑑識能力を向上させる ため、警察署の鑑識代行員及び地域警察官約320名を対象とした巡回鑑識教養、警 察学校初任科生や専科生等延べ約520名を対象とした実戦的鑑識教養を実施した。
- ・捜査員等に対する科学捜査への理解と知識の向上を図るため、科学捜査研究所研 究発表会を開催するとともに、各種専科教養や実戦塾、鑑識技能検定等あらゆる 機会を通じ、DNA型資料等の鑑定資料の取扱いや画像鑑定等各種鑑定業務につ いて教養を実施し、鑑識専務員のみならず、捜査員等の知識・技能の向上を図っ た。
- ・鑑識技術、資機材の問題点を解消し、利便性や実用性を向上させるための研究や 開発を推進する鑑識実務研究発表会を開催し、最優秀作品について、警察庁及び 全国警察へ報告した結果、警察庁主催の鑑識技術研究会の展示作品に選出される など、新たな鑑識技術及び資機材の開発に努めた。
- ・平成30年中の鑑定実施状況は、嘱託件数が3,053件(前年比+108件)であり、区分別では、物理関係173件、化学関係641件、法医関係2,125件、文書関係33件、心理関係81件であった。
- ・平成30年中のDNA型鑑定の実施件数は事件数297件、鑑定資料数2,408件であり、殺人事件、窃盗事件等の様々な罪種での捜査に活用した。また、被疑者DNA型記録及び遺留DNA型記録をデータベースに登録し、未解決事件を始めとする様々な事件捜査において、被疑者の割出や余罪の確認等に活用した。

鑑識・鑑定基盤の整備

・公判に耐え得る緻密な鑑定業務を推進するため、各科の技官を法科学研修所に入 所させ、高度な鑑定技術及び最先端の知識を習得させた。 30年度においては、写真係員1名を専門的な知識及び技能を修得させるための養 成科へ入所させた。

令和元年(度)の取組方向

捜査支援分析を活用した捜査の推進

- ・引き続き、防犯カメラ設置箇所の把握と資料化に努めるとともに、他府県警察、 関連事業者等との積極的な情報交換により先端技術の収集・習得を行い、映像収 集装置を始めとした資機材の整備促進、防犯カメラ映像の収集・活用の高度化を 推進する。
- ・県内の道路整備状況等を勘案して策定した整備計画に基づく計画的な車両捜査支援システムの整備に努めるとともに、システムの更新作業により高度化を図る。 また、各警察署の捜査員への教養等を継続的に実施し、システムの効果的活用の 更なる推進を図る。
- ・引き続き、情報分析支援システム(CIS-CATS)について、あらゆる機会を 通じて教養を実施し、システムの幅広い活用の促進に努めるとともに、刑事企画 課捜査支援係員を全国規模専科等に積極的に参加させて高度な技術を習熟させる など、同システムの活用の高度化を図る。

科学技術を活用した捜査の推進

- ・客観証拠を適正かつ確実に収集し活用するため、各種教養、検定等を継続的に実施して組織全体の鑑識技能を更に向上させるとともに、機動鑑識隊の弾力的かつ効果的な運用や重要犯罪等発生時における鑑識専務員の全件臨場を目標とすることなどにより、現場鑑識活動を徹底する。
- ・科学技術を活用した捜査をより一層推進するため、引き続き、各種専科教養、鑑識技能検定等のあらゆる機会を活用したDNA型資料等の鑑定資料の取扱い、画像鑑定等に関する教養を実施し、科学捜査力の充実強化に努めるとともに、DNA型鑑定、画像鑑定、ポリグラフ検査等各種鑑定の積極的な活用を推進する。

鑑識・鑑定基盤の整備

- ・鑑定業務における後継者育成のため、法科学研修所への入校教養を計画的に実施 して専門的な知識・技能を習得させるとともに、鑑定官として新規に指定するこ とにより、責任感及び意欲の向上を図る。
- ・引き続き、学会、各種研修会等へ積極的に参加させ、高度な鑑定技能の習得など、鑑定人である技官の知識・技能の向上に努める。また、新試薬導入に伴うDNA型鑑定の基盤を早期に確立し、現場資料及び未解決事件に係る資料等への対応を図る。

推進事項 (5)

被疑者取調べの適正化

【主担当:刑事部刑事企画課】

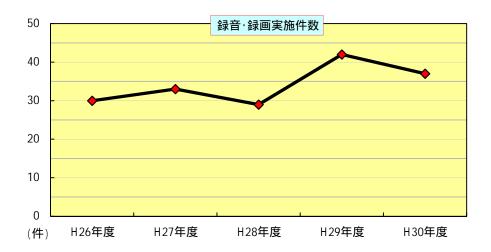
指標

1:監督対象行為発生状況

年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年
監督対象行為数	2件	0件	0件	0件	2件

2:裁判員裁判対象事件に係る取調べの録音・録画実施状況

年 度	ŧ	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
実施件	数	30件	33件	30件	42件	37件



平成30年(度)の取組概要と成果

取調べ適正化の推進

- ・警察本部事件担当課の指導担当補佐並びに警察署の新任取調べ監督補助者、新任課長及び新任捜査係長に対する教養のほか、専科教養時における教養等を実施した。
- ・警部以下の全警察官を対象に取調べ適正化に係る効果測定を実施するとともに、分析結果に基づく教養を実施した。
- ・取調べ適正化に関する教養資料を発出するとともに、各警察署において教養を実施した。
- ・刑事企画課及び総務課取調べ監督室が緊密に連携して警察署に対する特別巡回教養 を実施するとともに、年間を通して、警察本部幹部による業務指導を実施した。

取調べの録音・録画の的確な運用

- ・裁判員裁判対象事件37件のほか、知的障害等を有する被疑者に係る事件についても取調べの録音・録画を試行し、的確な運用に努めた。
- ・事件担当課捜査員に対する制度の適正な試行実施に関する教養を実施したほか、各 部が実施する専科教養等を利用し、突発事案に対しても適切に対応できるよう、録 音・録画機器の取扱い要領等の教養を実施した。

・取調べの高度化・適正化を図るため、モニタリング結果を捜査主任官や取調べ官等に還元するなど、取調べ技術の向上に努めた。

令和元年(度)の取組方向

取調べ適正化の推進

・施策の更なる浸透を図るため、引き続き、各種教養、効果測定等を実施するととも に、各部課幹部による警察署に対する業務指導、警察本部取調べ監督室による警察 署に対する巡察・指導等を実施し、関係部署との更なる連携の強化を図る。

取調べの録音・録画の的確な運用

・令和元年6月に刑事訴訟法等の一部を改正する法律が施行されたことから、法律上 定められた例外事由以外の全過程について録音・録画が確実に実施できるよう、機 器の取扱要領を含めた制度に関する指導・教養を継続的に実施するとともに、捜査 員の取調べ技術の更なる向上のための指導等を適宜行い、取調べの録音・録画の的 確な運用に努める。

推進事項 (6)

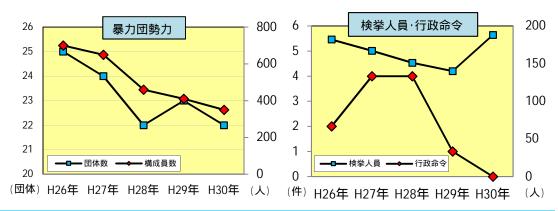
暴力団等犯罪組織の存立基盤の弱体化

【主担当:刑事部組織犯罪対策課】

指標

暴力団勢力、検挙人員等

年		H26年	H27年	H28年	H29年	H30年			
暴力団勢力	団体数	25団体	24団体	22団体	23団体	22団体			
	構成員等	700人	650人	460人	410人	350人			
検挙人員		182人	167人	151人	140人	188人			
行政命令発出件数		2件	4件	4件	1件	0件			



平成30年(度)の取組結果

暴力団に対する取締り等の強化

- ・対立抗争状態にある六代目山口組と神戸山口組の各傘下組織組員を中心とした 集中的かつ戦略的な取締りを推進するとともに、未解決事件の解決に注力した 結果、五代目山口組弘道会傘下組織幹部被害に係る拳銃使用殺人事件を始め、 188人(前年比+48人)の暴力団構成員等を検挙した。
- ・対立抗争事件の防遏と組織の弱体化を図るため、取締り及び警戒を強化すると ともに、暴力団の実態把握等のため、各種警察活動を通じた情報収集に努め た。

関係機関・団体等との連携の強化

- ・県及び市町の関係部局担当者で構成する「三重県暴力団排除対策推進会議」を 開催し、暴力団の排除対策の現状、課題等について情報共有するとともに、三 重県が一体となった暴力団排除に関する各種取組を推進した。
- ・暴力追放三重県民センター及び弁護士会と連携して「民事介入暴力研究会」を 開催したほか、「不当要求拒否宣言の街」の総会や「暴力追放市町民会議(部 会)」を開催し、暴力団排除機運の醸成に努めた。

暴力団等に対する資金源対策の強化

- ・暴排ローラー等あらゆる機会を通じて暴力団関係企業、共生者の実態解明に努めた。
- ・国税局と「課税措置連絡担当者会議」を開催し、暴力団構成員等に対する課税 措置、犯罪収益に対する没収、追徴等の促進に関する情報の共有及び連携の強 化に努めた。

薬物・銃器対策の強化

- ・薬物末端乱用者の徹底検挙及び各警察署との合同捜査を推進した結果、イラン人グループによる規制薬物密売事件等で112人(前年比 5人)を検挙した。
- ・銃器犯罪に対する取締りを推進した結果、拳銃4丁(前年比-4丁)を押収した。
- ・違法薬物等を掲載したパンフレットを作成し、関係機関・団体に配布したほか、学校及び教育委員会と連携し、小・中・高校等の児童・生徒等を対象とした薬物乱用防止教室を236回開催するなど、広報啓発活動を推進し、薬物使用を拒絶する機運の醸成に努めた。

令和元年(度)の取組方向

暴力団に対する取締り等の強化

- ・暴力団排除活動の進展や資金獲得活動の困難化により、近年の暴力団勢力は減 少傾向にある。一方で、暴力団組織の潜在化や準暴力団と呼ばれる集団の台頭 があり、引き続き部門横断的な情報収集を推進して、暴力団及び準暴力団の実 態解明の徹底を図る。
- ・対立抗争状態にある六代目山口組と神戸山口組及び任侠山口組を中心とした集中的かつ戦略的取締りの強化や、潜在している暴力団犯罪の掘り起こしなど、 あらゆる法令を駆使した取締りを推進する。

関係機関・団体等との連携の強化

・「三重県暴力団排除対策推進会議」や「不当要求防止責任者に対する責任者講習」等を通じて、行政対象及び企業対象暴力排除の重要性を認識させるとともに、暴力追放三重県民センター、三重弁護士会民事介入暴力対策委員会等の関係機関・団体と緊密な連携を図り、暴力団等の不当要求に対する組織的な対応のための支援・指導を推進する。

暴力団等に対する資金源対策の強化

- ・「不当要求拒否宣言の街」等と連携した暴排ローラーの実施により、暴力団の 資金源の枯渇化を図る。
- ・不透明化・多様化する暴力団の資金獲得活動に関する情報を収集・分析すると ともに、社会経済情勢の変化に応じた暴力団の資金獲得活動の動向にも留意し つつ、暴力団や共生者等に対する取締りを推進する。

薬物・銃器対策の強化

- ・薬物末端乱用者を徹底検挙するとともに、コントロールド・デリバリー等の高度な捜査手法を駆使するなどして突き上げ捜査を実施し、薬物犯罪組織の実態解明の推進と取締りの強化を図る。
- ・学校及び教育委員会と連携し、児童・生徒に対して薬物の危険性や有害性等を 正しく理解させるため、薬物乱用防止教室を開催するなど各種啓発活動によ り、薬物乱用防止対策の推進を図る。
- ・違法銃器及び銃器犯罪を根絶する社会形成と県民の協力確保に努めるため、拳 銃110番報奨制度の周知徹底など、あらゆる機会を通じて広報啓発活動を推進 する。

推進事項 (7)

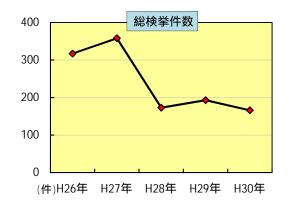
国際組織犯罪対策の強化

【主担当:刑事部組織犯罪対策課】

指標

来日外国人犯罪(刑法犯・特別法犯)検挙状況

7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7								
年	<u> </u>	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年		
ᆈᆂᄱ	検挙件数	253件	314件	114件	150件	92件		
刑法犯	検挙人員	77人	73人	51人	71人	67人		
特別法犯	検挙件数	64件	44件	59件	43件	74件		
付加がなが	検挙人員	49人	35人	33人	28人	53人		
総検挙	検挙件数	317件	358件	173件	193件	166件		
総 快 事	検挙人員	126人	108人	84人	99人	120人		





平成30年(度)の取組概要と成果

部門横断的な取組の推進

・国際犯罪組織の実態解明及び取締りの効率化を図るため、三重県警察組織犯罪対策 推進本部に係る体制を有機的に活用して、関係部門間の緊密な連携を確立した上 で、国際犯罪組織の実態を解明するとともに、実効のある取締りを推進した。

犯罪インフラ事犯等に対する取締りの強化

・情報の収集及び分析の徹底、計画的かつ戦略的な内偵捜査等を推進した結果、タイ人による組織的な銀行法違反事件などの犯罪インフラ事犯を始めとする来日外国人による犯罪166件120人(前年比-27件、+21人)を検挙した。

情報の収集・共有及び分析能力の強化

- ・実態解明係を活用した積極的な協力者の獲得に努めたほか、国際犯罪組織に関わる 対象者の人定、所属組織、活動内容とその地域、交友関係、国内外関係者との連携 状況等の情報収集活動を推進し、実態解明活動を実施した。
- ・各種システムの活用により収集した情報を分析し、国際犯罪組織等の実態解明を推 進した。

ヤード対策の推進

・平成30年12月末現在、県内で35か所のヤード及び158か所のヤード代替え施設を把握し、22か所のヤード及び96か所のヤード代替え施設の計118か所に対する立入りを実施するとともに、ヤード5か所及びヤード代替え施設10か所の計15か所に対し、古物営業法に基づく口頭指導を実施した。

関係機関・団体等との連携の強化

・名古屋入国管理局から職員1名を受入れ、入国管理局との情報共有を始めとする連携強化に努めるとともに、外務省等が実施する「なりすましによる旅券不正取得防止のための審査強化期間(2月・7月)」が実施された際には、私文書偽造及び旅券法違反等の疑いがある事案に関連して、三重県旅券センター及び市町旅券窓口と連携の強化を図った。

令和元年(度)の取組方向

部門横断的な取組の推進

・国際犯罪組織の実態解明及び取締りの更なる効率化を図るため、引き続き三重県警察組織犯罪対策推進本部に係る体制を有機的に活用して、関係部門間の緊密な連携を図り、国際犯罪組織の実態を解明するとともに、実効のある取締りを推進する。

犯罪インフラ事犯等に対する取締りの強化

・事件検挙で押収した資料や被疑者の供述等から、犯罪の根底にある実態を解明する とともに、実態解明で得られた情報を通じて、更なる事件を検挙する「実態解明と 検挙のサイクル」を確立させ、これの繰り返しにより犯罪インフラ事犯を検挙し、 国際犯罪組織を始め、そのネットワークを壊滅するなど犯罪インフラ対策を推進す る。

情報の収集・共有及び分析能力の強化

・国際犯罪組織の実態解明を行う実態解明係と資金分析を行う犯罪収益対策係との連携の下、幅広く情報を収集・分析して、組織の構成及び資金獲得活動の実態解明を 推進する。

ヤード対策の推進

・盗難車両の解体・不正輸出の拠点、不法滞在外国人等の稼働・居住場所、薬物の使用・隠匿場所として利用されるなど、犯罪の温床となることが懸念されるこれら悪質違法なヤードの検挙・解体を徹底する一方、適正なヤードに対しても、関係機関と連携した防犯・行政指導を継続して行う。

また、盗難車両の解体・保管等の違法行為の場所が、従来のヤードから自動車修理 工場や倉庫型の解体工場等へ移行している状況が見られることから、ヤード対策と 同様にその実態把握と取締りを推進する。

関係機関・団体等との連携の強化

・違法ヤード等を解体するため、警察による捜査だけではなく、出入国在留管理庁 ()との合同摘発や関係行政機関との合同立入りによる行政指導及び警告など多 角的なヤード対策を継続的に推進する必要があり、出入国在留管理庁、税関、消 防、県及び市町などの関係機関・団体等との連携の強化を図る。

「法務省入国管理局」は、平成31年4月1日付で「出入国在留管理庁」に組織改 編

推進事項 (8)

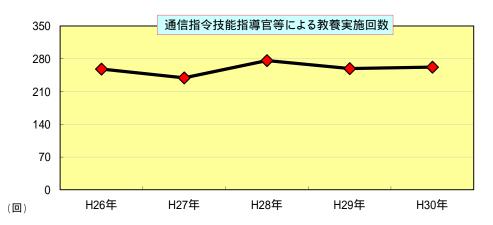
初動警察における事態対処能力の強化

【主担当:地域部通信指令課】

指標

通信指令技能指導者等による教養実施回数

年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年
実施回数	258回	239回	276回	259回	262回



平成30年(度)の取組概要と成果

事態対処能力の強化

- ・全警察署の地域課に配置した通信指令技能検定取 得者や本部指令室勤務経験者等を通信指令準技能 指導員に指定し、指導員を中心に事案対応時にお ける指揮・指令要領、通信指令システムの操作要 領等について体系的かつ実戦的な教養訓練を実施 し体制の強化を図った。
- ・交番襲撃・人質立てこもり訓練、県境4警察署合 同緊急配備訓練等の警察機動力を総合的に運用し た実戦的な緊急配備訓練を実施し、県境各警察署 との連携を強化した。
- ・日本語を解さない外国人からの110番通報に対応するため、通訳官を運用する刑事部門と連携し、国際交流員(県職員・外国人)等の協力を得て、外国人からの通報を受理した際に通訳官を介して聞き取りを行う三者通話訓練を実施し、対応能力の強化を図った。
- ・通信指令に関する知識・技能の向上と通信指令業務への適格性を有する者を組織的に把握するために技能検定を継続して実施し、通信指令技能に関する知識・技能の向上を図った。



訓練の状況



通信指令技能検定の状況

地域警察デジタル無線システム等の効果的活用

・音声通話、110番受理内容、文字、画像、位置等の情報を組織的に共有できる地域警察デジタル無線システムを効果的に活用し、事件事故等の状況把握、被害者の早期保護、犯人の追跡・検挙、行方不明者の発見等の活動を推進した。

警察機動力の総合的な運用と強化

- ・通信指令システムに搭載された位置情報等の各種機能と警察用航空機に搭載されたヘリコプター・ テレビシステムで撮影された事件・事故情報を本 部指令室、関係所属等へ配信することにより、警 察機動力の総合的な運用と強化を図った。
- ・パトカーに車載されているタブレット化された カーロケータシステムを取り外して活用し、現場 状況をリアルタイムに動画等で本部指令室及び関 係所属等へ送信することにより、現場における機 動性を一層強化した。



事件・事故情報の映像配信状況

令和元年(度)の取組方向

事態対処能力の強化

- ・広域化、スピード化、多様化する警察事象に迅速的確に対応するため、地域警察デジタル無線システム等各種システムを効果的に活用するとともに、組織横断的な初動対 応訓練や緊急配備訓練等を計画的に実施し、事態対処能力の一層の強化を図る。
- ・日本語を解さない外国人からの110番通報に対応するため、通訳官を介した三者通話 システム及び多言語対応装置を引き続き活用するとともに、通訳官を運用する刑事部 刑事企画課及び関係機関との合同訓練を継続的に実施する。

通信指令を担う人材の育成強化

・警察職員を対象とした通信指令技能検定及び若手警察官を対象とした無線通話技能効果測定の実施、通信指令技能指導員の運用、専科教養、通信指令競技会の実施などにより、通信指令技能の向上を図り、通信指令を担う人材の育成強化を推進する。

警察機動力の総合的な運用と強化

・重大事件等の発生時において、迅速的確に初動警察活動を実施するため、警察用航空機に搭載しているヘリコプター・テレビシステムを活用した上空からの現場映像、機動警察通信隊による現場映像、カーロケータのタブレットを活用した現場映像等の情報を関係所属へ送信するとともに、本部執行隊を的確に運用し警察機動力を最大限に発揮させる。

執行の 重点3

交通死亡事故等抑止対策の推進

【主担当:交通部】

目的(対象、意図)

人身事故は年々減少傾向にあるものの、依然として高齢死者の割合が高水準で推移しており、また、飲酒運転等の悪質・危険な運転による重大事故も後を絶たないなど厳しい交通情勢にある中、第10次三重県交通安全計画(平成28年度から令和2年度)が掲げる抑止目標を達成するため、交通事故発生状況等を踏まえた詳細かつ具体的な分析を行った上で、総合的な交通安全対策の強化に向けた取組を推進する。

指標

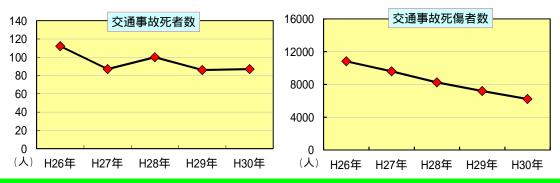
1:交通事故死者数

年 H:		H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	
目	標	値	80人以下	75人以下	75人以下	70人以下	65人以下
実	績	値	112人	87人	100人	86人	87人
比		率	140.0%	116.0%	133.3%	122.9%	133.8%

2:交通事故死傷者数

	年 H26年		年 H26年 H27年 H28		H28年	H29年	H30年
目	標	値	12,300人以下	11,800人以下	9,100人以下	8,600人以下	8,100人以下
実	績	値	10,829人	9,604人	8,258人	7,199人	6,223人
比		率	88.0%	81.4%	90.7%	83.7%	76.8%

(注)「比率」は、目標値を100とした場合における実績値の割合を示す。



平成30年(度)の取組概要と成果、残された課題

- ・三重県内の交通情勢については、第10次三重県交通安全計画に基づき、段階的かつ体系的な交通安全教育を推進し、さらに、飲酒運転等の悪質・危険な違反に対する指導取締りを推進したほか、高齢運転者対策の推進や、安全で快適な交通環境の実現に向けた交通安全施設の整備等、総合的な交通安全対策を推進した結果、平成30年中の人身事故件数は14年連続して、交通事故死傷者数は13年連続してそれぞれ減少したものの、交通事故死者数は87人と前年対比で1人増加した。
- ・交通事故死傷者数は目標を達成したものの、死者数についてはいまだ目標の達成に至っておらず、さらに、近年死者数が減少傾向にある中で、高齢死者の占める割合が依然として高い水準で推移しているほか、飲酒運転等の悪質・危険な運転による交通事故や横断歩道横断中に歩行者がはねられる交通事故が発生していることから、今後交通事故死傷者数の更なる減少を図りつつ、交通事故死者数の減少に向け、交通事故発生状況等を踏まえた詳細かつ具体的な分析を行った上で、総合的な交通死亡事故等抑止対策をより効率的に推進する必要がある。

推進事項 (1)

交通安全教育・広報啓発活動の推進

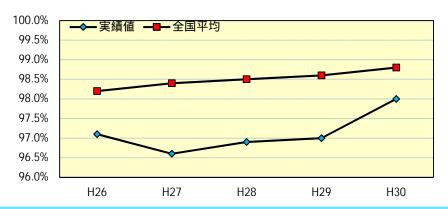
【主担当課:交通部交通企画課】

指標

運転者のシートベルト着用率

年 度	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年
目標値	97.5%	98.0%	97.9%	98.3%	98.7%
実績値	97.1%	96.6%	96.9%	97.0%	98.0%
達成率	99.6%	98.6%	99.0%	98.7%	99.3%
全国平均	98.2%	98.4%	98.5%	98.6%	98.8%

(警察庁·JAF合同調査)



平成30年の取組概要と成果

段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

- ・幼児に対し、道路を安全に通行するために必要な横断歩道の渡り方など、基本的な 交通ルールを学ぶことを目的に、視覚的教材を活用するなどした交通安全教育を 177回、14,528人を対象に実施した。
- ・小学生に対し、歩行者及び自転車の利用者として必要な技能と知識を習得させるため、交通安全教育を195回、27,648人を対象に実施した。また、7月7日には、第52回交通安全子ども自転車三重県大会を開催し、交通安全意識の高揚を図った。
- ・中学生に対し、自転車利用者として必要な技能と知識を習得させるため、交通安全教育を57回、14,044人を対象に実施した。また、スタントマンが交通事故の実演をすることにより、衝突の怖さを実感して、正しい自転車の乗り方を身に付けることを目的とした自転車交通安全教室を3校において実施した。



スタントマンを活用した 交通安全教室

- ・高校生に対し、二輪車及び自転車運転者として必要な技能と知識を習得させるため、交通安全教育を20回、5,949人を対象に実施した。また、スタントマンが交通事故の実演をすることにより、衝突の怖さを実感して、正しい自転車の乗り方を身に付けることを目的とした自転車交通安全教室を1校において実施した。
- ・社会人や大学生に対し、運転者としての社会的責任の自覚、安全運転に必要な技能及び技術を習得させるため、交通安全教室を738回、50,068人を対象に実施した。
- ・高齢者に対し、加齢に伴う身体機能の変化が交通行動に及ぼす影響や、運転者側から見た歩行者や自転車の危険行動を理解させるため、交通安全教室を406回、15,781人を対象に実施した。また、高齢者交通安全アドバイザー(496人)により、身近な高齢者に対する交通安全のワンポイントアドバイス等を実施した。

効果的な交通安全教育の推進

・交通安全教育の実施に当たっては、歩行環境シミュレータや自転車シミュレータ、飲酒疑似体験ゴーグルを活用するなど、受講者が理解しやすい参加・体験・実践型の教育に努めたほか、地域交通安全活動推進委員や高齢者交通安全アドバイザーに対する研修会を開催し、交通安全に関する地域のリーダーの能力向上を図った。

歩行環境シミュレータを活用した 交诵安全教室

広報啓発活動の推進

- ・四季の交通安全運動において、関係機関・団体等と連携し、運動の重点に沿った啓発活動を実施した。
- ・毎月11日の「交通安全の日」に、関係機関・団体等と連携し、通学路における保護 誘導活動を実施したほか、毎月第1月曜日の「自転車安全対策強化日(セーフ ティ・バイシクル・デー)」において、通勤・通学時間帯における街頭活動等を実 施した。また、毎月21日の「高齢者の交通安全の日(セーフティ・シルバー・ デー)」において、反射材用品の着用促進に努めた。
- ・街頭活動や交通安全教室において、全ての座席のシートベルト着用の必要性を広報 することにより、シートベルトの全席着用を促進した。

効果的な広報の実施

- ・テレビ、ラジオ、新聞、インターネット等の広報媒体を活用し、交通事故の発生状 況や四季の交通安全運動の重点などの広報に努めた。
- ・交通事故情勢に応じて、随時、交通事故の特徴や傾向をまとめた「交通事故防止情報」を県警ウェブサイトに登載したほか、県内の事業所等に対して E メールで配信するなど、情報を発信した。

令和元年(度)の取組方向

段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

・成長過程に併せ、生涯にわたる学習を促進して県民一人一人が交通安全の確保を自らの課題として捉えるという意識の定着を図るため、交通安全教育指針(平成10年国家公安委員会告示第15号)に基づき、幼児から高齢者に至るまで心身の発達段階やライフステージに応じた段階的かつ体系的な交通安全教育を実施する。

効果的な交通安全教育の推進

・関係機関・団体等と交通安全教育に関する情報を共有し、連携を図りながら交通安全教育を推進する。また、交通安全教育を行うに当たっては、受講者が、安全に道路を通行するために必要な技能及び知識を習得し、かつ、その必要性を理解することができるようにするため、参加・体験・実践型の教育を推進する。

広報啓発活動の推進

- ・交通安全意識の普及・浸透を図るため、引き続き、四季の交通安全運動において、 重点に沿った広報啓発活動等を推進する。
- ・引き続き、「交通安全の日」や「セーフティ・バイシクル・デー」の機会を捉え、 街頭指導や保護誘導活動を実施するほか、「セーフティ・シルバー・デー」の機会 に反射材用品の着用促進を図る。
- ・引き続き、全ての座席におけるシートベルトの着用促進を図るとともに、運転中に 携帯電話等を使用することは、重大な事故につながり得る極めて危険な行為である ことから、その不使用の徹底を図る。
- ・自動車運転者に対しては、横断歩道手前での減速義務と横断歩道における歩行者優 先義務について、歩行者に対しては、道路の正しい横断方法について周知を図るな ど、交通ルール遵守意識向上のため、関係機関・団体等と連携した参加・体験・実 践型の交通安全教育や広報啓発活動を推進する。

効果的な広報の実施

- ・県民に対し、効果的な広報を実施するため、各種広報媒体を活用し、交通事故の発生状況や四季の交通安全運動の重点などの広報を実施する。
- ・引き続き、交通事故防止に関する情報を県警ウェブサイトに登載するなど、県民への適切な情報発信に努める。

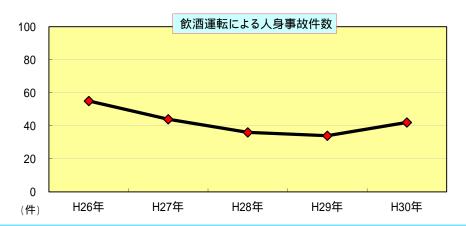
推進事項 (2)

交通死亡事故等抑止に資する交通指導取締りの推進 【主担当課:交通部交通指導課】

指標

飲酒運転による人身事故件数

年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年
飲酒運転による 人 身 事 故 件 数	55件	44件	36件	34件	42件



平成30年の取組概要と成果

交通事故分析に基づいた交通指導取締りの推進

- ・飲酒運転、著しい速度超過、横断歩行者等妨害等違反等交通事故に直結する違反や 交通事故の被害軽減を進めるためのシートベルト着用義務違反を重点とした交通指 導取締りを推進し、飲酒運転444件、最高速度違反6,379件、横断歩行者等妨害等違 反1,334件、シートベルト着用義務違反14,695件を検挙した。
- ・飲酒運転に関し、運転者のみならず、周辺者に対する捜査を徹底し、飲酒運転幇助 行為である車両等提供罪3件、同乗罪24件を検挙した。
- ・自転車利用者による無灯火、二人乗り、信号無視、一時不停止等に対する指導を徹底し、違反者3,437人に対して指導警告書を交付した。
- ・高速道路において、交通事故に直結する悪質、危険性の高い違反を重点に交通指導取締りを推進し、著しい速度超過、車間距離不保持、通行帯違反等7,492件を検挙したほか、社会的反響の高い、いわゆるあおり運転の抑止に向け、地域部地域課航空隊と連携した空陸一体の「スカイアイ取締り」を実施した。



交通指導取締り(検問)状況

適正かつ緻密な交通事故事件捜査の推進

- ・交通事故事件等の捜査について、初動捜査の段階から自動車運転死傷処罰法に規定 する危険運転致死傷罪の立件を視野に入れた捜査の徹底を図り、危険運転致死傷罪 7件を検挙した。
- ・警察本部交通指導課の交通事故事件捜査統括官及び交通事故鑑識官の現場臨場体制 を整備するとともに、交通鑑識実践塾、巡回教養、車両衝突実験等の教育研修の機 会を確保し、適正かつ緻密な捜査の推進が図られるよう、交通捜査員個々の捜査技 能の向上に努めた。

・平成30年中に発生したひき逃げ事件に対して、容疑車両検索システムを活用した容 疑車両の特定や交通事故自動記録装置、常時録画式交差点カメラ、三次元レーザー 計測図化システム等の各種捜査支援機材、システムを活用して、現場の痕跡、車両 の衝突状況、車両の変形状況について科学的な分析に基づく速度鑑定を行うなど、 適正かつ科学的な交通事故事件捜査を推進した。

暴走族等対策の推進

- ・週末夜間を中心とした暴走族取締り及び集団暴走事件捜査を推進し、整備不良等により37人を検挙した。また、松阪警察署管内等で発生した共同危険行為等の禁止違反により6人を検挙した。
- ・大型連休に合わせ、高速道路インターチェンジ等において、国土交通省中部運輸局 と連携して検問を実施するなど取締りを強化した。

令和元年(度)の取組方向

交通事故分析に基づいた交通指導取締りの推進

- ・地域の交通実態や交通事故発生状況を分析した上で、飲酒運転、著しい速度超過、 横断歩行者等妨害等違反等の交通事故に直結する悪質性・危険性の高い違反や、交 通事故の被害軽減を進めるためのシートベルト着用義務違反等を最重点とした交通 指導取締りを推進するほか、県民から取締り要望の多い迷惑性の高い違反や、あお り運転に繋がる車間距離保持義務違反等の交通指導取締りを実施する。また、交通 事故につながり得る危険な携帯電話使用等に対する交通指導取締りを徹底する。
- ・過去の事故発生場所や原因等を踏まえ、分析に基づく市街地や主要交差点等事故多 発地点における交通指導取締りを更に強化するほか、積極的な街頭活動による警察 官の顕示効果を高めることにより、抑止活動と検挙活動の両面から交通事故の抑止 を図る。
- ・警察署ごとに、交通事故実態に応じた速度取締り指針を策定し公表することで、県民に対し交通指導取締りの必要性や効果の理解について周知を図る。
- ・可搬式速度違反自動取締装置(移動オービス)を活用した速度違反取締りを推進することで、ゾーン30を始めとする生活道路・通学路等における速度抑制を図る。

適正かつ緻密な交通事故事件捜査の推進

- ・ひき逃げ等悪質な交通事故事件や事故原因の究明が困難な交通事故事件は、交通事故事件捜査統括官及び交通事故鑑識官が現場臨場し、迅速・的確な初動捜査と捜査 指揮を行うとともに、刑事部その他関係部門との連携を強化し、組織的かつ重点的な事件捜査を推進する。
- ・常時録画式交差点カメラやひき逃げ事件等の被疑車両の特定に資する捜査支援システムの充実を図るなど、適正かつ緻密な捜査活動を行うための捜査支援システム等 を有効活用した初動捜査の高度化を強化する。
- ・交通事故事件に係る被害者支援については、交通事故被害者連絡調整官等が各所属 の被害者支援担当者と連携し、被害者等の心情に配意した適正な支援が行われるよ う、その重要性や実施要領等に関する指導教養に努める。

暴走族等対策の推進

・集団暴走事件について積極的な事件化を図り、暴走族構成員等の検挙を徹底する。 また、運輸支局を始めとする自動車整備組合や、中学・高校等の関係機関・団体と 連携し、不正改造防止、暴走族等への加入阻止及び立ち直り支援を推進する。

推進事項 (3)

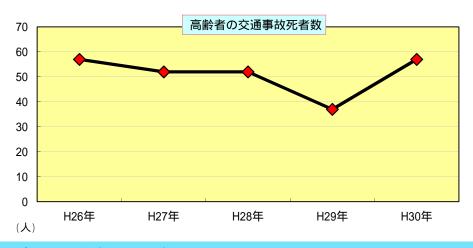
高齢運転者、悪質・危険運転者対策の推進 (主担当課:交通部運転免許センター)

指標

高齢者の交通事故死者数

年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年
高齢者の交通事故 死 者 数	57人	52人	52人	37人	57人
構成率	50.9%	59.8%	52.0%	43.0%	65.5%

(注)「構成率」は、全死者数に占める割合



平成30年の取組概要と成果

高齢運転者対策の推進

・高齢者による交通事故を抑止するため、認知機能検査や運転適性相談等を通じ、認知 症等の疑いのある運転者の把握に努めるとともに、臨時適性検査等を実施し、安全な 運転に支障のある者については、運転免許の自主返納を促すほか、運転免許の取消し 等の行政処分を実施した。

認知機能検査

更新時・臨時認知機能検査受検件数 41,208件(更新時 39,836件、臨時 1,372件) 第1分類となった者 893人(自主返納 425人、取消 9人)

運転適性相談

運転適性相談件数 1,321件(うち認知症に係る相談 458件) 臨時適性検査受検者数 6人(自主返納 6人、取消・停止 0人)

- ・一定期間に複数回事故を起こした高齢運転者95人に対し、個々の事故内容に応じた個別指導を行い、同種事故の再発防止を図るとともに、加齢に伴う身体機能の低下が道路における行動に及ぼす影響等について理解させ、高齢運転者が関係する交通事故の抑止を図った。
- ・運転免許証の自主返納制度の広報啓発、自主返納者に対する支援施策の拡充・広報啓発等により、自主返納の促進に向けた取組を推進するとともに、運転免許センターにおける日曜窓口の開設、平日受付時間の拡大に加え、代理人による申請の受理を開始するなど、自主返納しやすい環境整備を推進した。
- ・関係機関・団体と「高齢運転者等に対する先進安全自動車の普及・啓発に関する協定」を締結した上で連携を図り、安全運転サポート車の試乗による参加・体験・実践型の交通安全教育、普及啓発活動を実施した。



高齢者宅を訪問しての交通安全指導

・平成29年3月12日に改正道路交通法が施行されて以降、運転免許を返納する高齢運転者が大幅に増加したことから、高齢運転者の移動手段確保等に向け、地方自治体、民間事業者に対し、持続可能な地域公共交通網の形成や高齢者支援の拡充に関する協力・配慮を求める活動を実施した。

飲酒運転防止対策の推進

- ・広報用チラシを作成、配布するなどして「三重県飲酒運転0(ゼロ)をめざす条例」 の周知を図った。また、「三重県飲酒運転0をめざす推進運動の日」(12月1日)に は、関係機関等と連携した広報活動を実施した。
- ・ハンドルキーパー運動を推進し、地域、職域における飲酒運転の根絶に向けた機運の 醸成を図った。
- ・飲酒運転の危険性を理解させる飲酒学級や飲酒取消処分者講習を実施したほか、アル コール依存症の疑いのある者については、医療機関の受診勧奨に努めた。

適切な運転免許業務の推進

- ・危険な運転者の早期排除のため、適正かつ迅速に行政処分を執行した。 取消総件数 594件(うち飲酒運転に係る取消 290件) 停止総件数 3,130件(うち飲酒運転に係る停止 104件)
- ・運転免許更新時に、自動車等の運転に対する支障の有無を判断するため、また、提出 された質問票に関して回答者が一定の病気等に該当するか否かを判断するため、担当 する職員の専門的知識や技術の向上を図った。

令和元年(度)の取組方向

高齢運転者対策の推進

- ・引き続き、認知機能検査や運転適性相談等を通じて、認知症の疑いのある高齢運転者 の把握に努めるとともに、認知機能の低下等により安全な運転に支障がある者につい ては、運転免許の自主返納を促すほか、運転免許取消し等の行政処分を実施する。
- ・引き続き、一定期間に複数回事故を起こした高齢運転者に対して、個別指導を行うことにより、同種事故の再発防止を図るとともに、安全な運転継続を支援することで、 高齢運転者が関係する交通事故の抑止を図る。
- ・高齢運転者の移動手段確保等に向け、地方自治体、民間事業者に対し、持続可能な地域公共交通網の形成や高齢者支援の必要性・重要性を広報するとともに、県内において実施されている各種支援策について広く県民に周知を図る。加えて、高齢運転者が運転免許証を返納しやすい環境を醸成するため、自主返納した高齢者が速やかに生活支援を受けられるよう、平成31年3月から運用を開始した「運転免許証の自主返納者等からの要望による福祉関係者等への情報提供制度」を適正に運用する。

飲酒運転防止対策の推進

- ・「飲酒運転はしない、させない、許さない」という意識の定着を図るため、「三重県 飲酒運転0(ゼロ)をめざす条例」の周知を始め、飲酒運転の危険性や重大性につい ての交通安全教育を実施する。
- ・飲酒運転の根絶に向けた機運の醸成を図るため、引き続きハンドルキーパー運動を推進し、推進店や推進事業所の拡大を図る。
- ・引き続き、飲酒学級や飲酒取消処分者講習を実施するほか、アルコール依存症の疑い のある者については、医療機関の受診勧奨に努める。

適切な運転免許業務の推進

- ・交通の危険性があると判断される一定の理由が生じた者に対し、免許の取消し及び停止の行政処分を早期に執行する。
- ・意識障害や運動障害をもたらす発作等、自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある病気の影響による交通事故を防ぐため、一定の病気等にかかっている疑いのある者の把握に努め、臨時適性検査等を迅速かつ的確に実施する。

推進事項

(4)

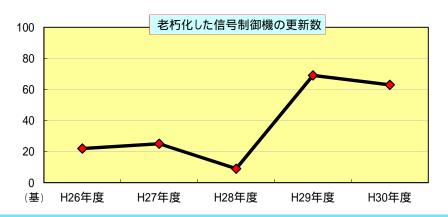
安全で快適な交通環境の整備

【主担当課:交通部交通規制課】

指標

老朽化した信号制御機の更新数

年 度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
老朽化した信号 制御機の更新数		25基	9基	69基	63基



平成30年度の取組概要と成果

交通安全施設の効果的かつ効率的な整備と維持管理

- ・交通の安全と円滑を図るため、信号機10基を新設するとともに、老朽化した信号制御機63基及び信号柱43本を更新した。
- ・児童等の安全を確保するため、小・中学校の通学路等に おいて、横断歩道の新設21箇所、塗り替え1,175本を実 施したほか、歩行者用灯器88灯を増灯するなど、交通安 全施設の整備を推進した。
- ・歩行者等の安全を確保するため、道路管理者と連携し、 生活道路においてゾーン30を8地区整備するとともに、 通学路等の事故危険箇所に対し、道路標示の整備等の安 全対策を実施した。



横断歩道の塗り替え状況

交通実態の変化に即した交通規制の実施

・交通実態に即した交通規制を実施するため、速度規制については、県内30区間、駐車規制については県内9区間において見直し、交通環境の改善を図った。 また、小・中学校の統廃合等により、交通規制の必要性が低減した信号機14基の撤去 及び横断歩道52箇所の改正・削除を実施した。

歩行者の安全確保の推進

・歩行者の安全確保を実現するため、通学路等の既設交差点における歩行者用灯器の整備や、エスコートゾーン及び視覚障害者付加装置の整備を実施した。

高速道路における安全対策の推進

・道路管理者と連携し、逆走対策、車線逸脱防止対策、交通渋滞緩和対策等を実施し た。

令和元年(度)の取組方向

交通安全施設の効果的かつ効率的な整備と維持管理

- ・交通の安全と円滑化を図るため、真に必要な場所に対する信号機の整備を始め、新たな要請、要望に応える交通安全施設の整備や老朽化する既存施設の計画的な更新等に 努める。
- ・交通弱者に配意した生活道路対策を推進するため、道路管理者等関係機関と連携を図り、通学路の安全対策を継続するとともに、ゾーン30の整備を推進する。

交通実態の変化に即した交通規制の実施

・道路環境、交通環境を的確に把握し、交通規制の見直し等の必要性を検討した上で、 最高速度規制、駐車規制を始めとした交通規制の実施・見直しを行い、交通実態の変 化に即した交通規制を実施する。

歩行者の安全確保の推進

・歩行者の安全確保を実現するため、通学路等の既設交差点における歩行者用灯器の整備や、エスコートゾーン及び視覚障害者付加装置の整備を実施する。

高速道路における安全対策の推進

- ・交通事故による障害の早期回復を図るとともに、交通流を確保するため、道路管理者 の連携を強化する。
- ・交通渋滞の発生を最小限に抑えるため、道路管理者と連携し、交通渋滞緩和対策を推進する。

執行の 重点4

サイバー空間の脅威に対する総合対策の推進

【主担当:生活安全部】

H30年

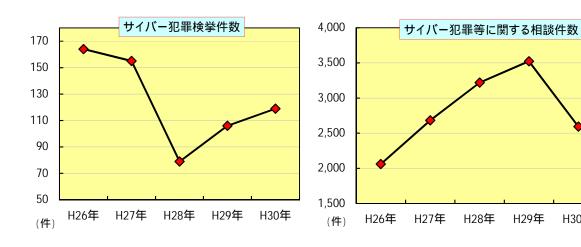
目的(対象、意図)

サイバー空間をめぐる情勢の変化に的確に対応し、これらの脅威に対して先制的か つ能動的に対処するための対策を推進する。

指標

サイバー犯罪検挙件数、サイバー犯罪等に関する相談件数

年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年
検挙件数	164件	155件	79件	106件	119件
相談件数	2,061件	2,682件	3,219件	3,524件	2,594件



平成30年(度)の取組概要と成果、残された課題

- ・官・民の対処能力の向上を図るため、サイバー演習用資機材を整備し、知見を有する 学術機関、民間事業者と連携して訓練を実施するなど、官民一体となってサイバー空 間の脅威への対策を推進した。
- ・サイバー犯罪被害及びサイバー犯罪に関する相談は、依然として後を絶たないことか ら、産学官の連携を強化するとともに、演習用資機材を活用した実践的な対処訓練を 推進するなど、サイバー空間の脅威に対処するための取組を推進する。

推進事項 (1)

サイバー犯罪等に対する対処能力の向上 【主担当:生活安全部サイバー犯罪対策課】

平成30年(度)の取組概要と成果

サイバー空間の脅威への対処に係る人材の育成

- ・サイバー演習用資機材を活用した対処訓練、警察署に対する巡回教養、学校教養等を 通じて、職員の知識と対処能力の底上げを図った。
- ・情報セキュリティ企業が行う各種講習、研修会等への参加、先進都府県警察への捜査 員の派遣・出向を通じて、専門的捜査員の育成を図った。
- ・情報化リーダー等研修会及び情報セキュリティ専科を実施し、情報セキュリティイン シデントに対応できる能力の向上を図り、指導的役割を担う職員の育成を図った。
- ・警察情報セキュリティに対して、ランサムウェア等の不正プログラムや不審メール等の攻撃が後を絶たず、その脅威に対する対処能力の強化を図るため、全所属に対して ブラインド形式による標的型メール対応訓練を年5回実施した。

最新の知見を有する学術機関や民間事業者との連携

・三重県警察サイバー犯罪対策アドバイザーや「サイバー 空間の脅威に対する共同対処協定」を締結している情報 セキュリティ企業と連携し、サイバー空間の脅威に関す る最新の情報の提供、助言、指導を受けたほか、情報通 信技術等に関する知識の修得を目的に、専門的な知識を 有する技術者等を講師とした「サイバー捜査官研修会」 を開催した。



サイバー捜査官研修会

・対処能力の強化を図るため、中部管区警察局情報通信部及び民間事業者との共同対処 訓練及び警察署と合同のインシデント対処訓練を実施した。

令和元年(度)の取組方向

サイバー空間の脅威への対処に係る人材の育成

・あらゆる機会を通じた教養を実施することで、全職員の知識の向上を図るとともに、 民間研修の受講等により高度な捜査に対応できる捜査員を育成する。

最新の知見を有する学術機関や民間事業者との連携

・サイバー空間の脅威が深刻化していることから、最新の知見を有する学術機関や民間 事業者との連携を一層強化し、官・民の対処能力の向上を図る。 推進事項 (2) サイバー犯罪等の抑止に向けた官民一体となった総合的な取組の推進 【主担当:生活安全部サイバー犯罪対策課】

平成30年(度)の取組概要と成果

サイバー防犯ボランティアとの連携

- ・サイバー防犯ボランティアと連携し、サイバー犯罪被害 防止に関する広報活動を行った。
- ・サイバー防犯ボランティアが中心となり、高校生を対象 とした講話やインターネット利用者向けのセミナーを開 催した。
- ・サイバー防犯ボランティアと合同でインターネット上の 偽サイト・詐欺サイトを対象としたサイバーパトロール を行い、発見された偽サイト・詐欺サイトへのアクセス 制限を講ずることで、被害の未然防止を図った。



サイバー防犯ボランティアによる広報活動

民間事業者等との連携

- ・サイバーセキュリティ対策に関する産学官連携の枠組みである三重サイバーセキュリティ・アイザックの全体会議・研修会を計7回開催し、参画機関担当者に対して、情報セキュリティ企業によるインシデント対処演習、サイバー演習用資機材を活用した研修を行った。
- ・三重サイバーセキュリティ・アイザック、三重県インターネット防犯連絡協議会及び サイバー防犯ボランティアと連携して、大型商業施設での啓発イベントを開催するな ど、サイバーセキュリティに関する情報発信を推進し、県民や企業等のサイバーセ キュリティに対する意識と対処能力の向上に努めた。
- ・サイバー犯罪対策アドバイザーや共同対処協定を締結した情報セキュリティ企業とサイバー犯罪捜査・対策、サイバーセキュリティに関する最新の情報等について、定期 的に情報交換を行った。

令和元年(度)の取組方向

サイバー防犯ボランティアとの連携

・社会全体でサイバー犯罪に立ち向かう気運の醸成に努め、新規のサイバー防犯ボランティアの確保、育成を図るとともに、研修会の開催や支援等を通じて、サイバー防犯ボランティアによる活動の活性化を図る。

民間事業者等との連携

・サイバー犯罪に的確に対処するため、最新の知見を有する学術機関、民間事業者等と 連携し、県民への広報啓発等を一層強化するほか、三重サイバーセキュリティ・アイ ザックの機能強化を図り、情報共有と被害防止に向けた取組を推進する。

推進事項 (3)

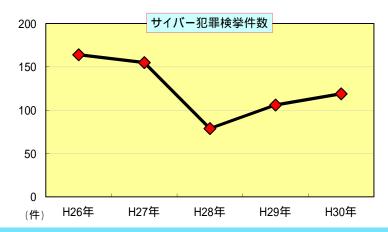
高度な情報技術を利用する犯罪に対する捜査と被害 拡大防止対策の推進

【主担当:生活安全部サイバー犯罪対策課】

指標

サイバー犯罪検挙件数

年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年
検挙件数	164件	155件	79件	106件	119件



平成30年(度)の取組概要と成果

高度な情報技術を悪用した犯罪の取締り強化と被害防止対策の推進

- ・他県との合同捜査を推進するなど、高度な情報技術を悪用した犯罪の取締りを強化し た。
- ・専門性の高い犯罪である不正アクセス禁止法違反事件7件、電子計算機使用詐欺等の コンピュータ・電磁的記録対象犯罪7件を検挙した。

専門的捜査員の育成

・最新の知見を有する有識者による講演の受講、研修等への参加、先進都府県警察への 捜査員の派遣・出向、情報技術に関する資格取得の促進などを通じて、専門的捜査員 の育成を図った。

令和元年(度)の取組方向

高度な情報技術を悪用した犯罪の取締り強化と被害防止対策の推進

- ・他都道府県警察との合同・共同捜査を積極的に推進し、組織的な犯罪、社会的に影響 の大きい犯罪など、悪質な事件に重点を置いた捜査を推進する。
- ・サイバー犯罪対策アドバイザー等と連携し、高度な情報技術を悪用した犯罪に対する 被害防止対策を推進する。

専門的捜査員の育成

・有識者による講演の受講、研修等への参加、先進都府県警察や民間事業者への捜査員 の派遣・出向、情報技術に関する資格取得の促進などを通じ、専門性の高い捜査員の 計画的な育成を図る。 推進事項 (4)

サイバーテロ及びサイバーインテリジェンスの発生 を想定した共同対処訓練の充実強化

【主担当:警備部警備企画課】

平成30年(度)の取組概要と成果

重要インフラ事業者等との共同対処訓練等の実施

・サイバー攻撃の標的となるおそれのある重要 インフラ事業者等に対し、サイバー攻撃の脅 威や情報セキュリティに関する情報提供、意 見交換等を行った。

また、同事業者等が保有する基幹システム等に対するサイバー攻撃を想定した共同対処訓練を実施し、原因の究明、被害拡大の防止、捜査に必要な証拠の保全等について相互に確認を行うなど、事案対処能力の向上を図った。



重要インフラ事業者等との共同対処訓練

令和元年(度)の取組方向

被害の未然防止に向けた事業者との緊密な連携

・重要インフラ事業者等に対する定期的な個別訪問を通じ、サイバー攻撃情勢について の情報提供・注意喚起を行うなど、引き続き被害の未然防止に向けた取組を実施す る。

事案対処能力の向上

・重要インフラ事業者との共同対処訓練を積極的に実施することはもとより、訓練内容についても、最新のサイバー攻撃事案を盛り込むなど充実強化させ、事案対処能力の 一層の向上を図る。

推進事項 (5)

サイバー空間の脅威への対処に係る組織基盤の強化 【主担当:生活安全部サイバー犯罪対策課】

平成30年(度)の取組概要と成果

サイバー空間の脅威への対処に関する人的基盤の強化

- ・サイバー空間の脅威への対処に関して素養のある人材の確保に向けた採用募集活動を 実施し、警察官採用候補者試験情報技術区分の職員を採用した。
- ・サイバー空間の脅威への対処能力を有する人材を育成するため、サイバー犯罪捜査検 定を取得するよう広く職員に対して奨励するとともに、サイバー捜査及び情報通信技 術に関する知識及び技能のレベルに応じた検定の取得に向けた教養を行った結果、初 級を取得した職員が2.581人、中級を取得した職員が92人となった。
- ・高度サイバー人材を対象に部外の研究者や技術者と連携した研修会を開催し、民間の 保有する高度で専門的な知識及び技能の習得を図った。

サイバー空間の脅威への対処に関する物的基盤の強化

・全職員に対するサイバーセキュリティに係る知識、サイバー空間の脅威の情勢等に関する効果的な教養を行うことで、サイバー空間の脅威への対処に係る基礎的な知識・ 技能や情報の取扱いに係る規範意識を向上させるため、研修等で効果的な教養を可能 とする演習用資機材を整備した。

令和元年(度)の取組方向

部門間連携の強化

- ・サイバー空間における情報の収集・分析等、各種取組の連携・調整を行うための態勢 を確保して部門間の連携を強化し、警察組織の総合力を発揮することができる組織基 盤を確立する。
- ・警察職員の能力、配置状況、資機材の機能及び配備状況等を把握して、人的資源及び 物的資源の部門横断的な活用を推進する。

サイバー空間の脅威への対処に関する人的基盤の強化

- ・各捜査部門や人事部門、情報通信部門等との連携・調整を図りつつ、採用・登用、教養・研修、キャリアパス管理等を相互に連携させて部門横断的かつ体系的に実施し、 サイバー空間の脅威への対処に係る人材の裾野の拡大及び能力の向上を図る。
- ・サイバー捜査及び情報通信技術に関する知識等のレベルごとに定めた目標の達成に向け、計画的な人材育成を推進することで、県警全体のサイバー空間の脅威への対処能力を底上げする。

情報収集・分析及び情報技術解析態勢の強化

・インターネット観測態勢の強化、サイバー捜査に関する資機材及び解析用資機材の整備等を推進し、サイバー犯罪等に関する情報の収集・分析及びサイバー捜査のための情報技術解析態勢を強化する。

情報セキュリティ対策の推進

・サイバー攻撃等による被害を未然に防止又は最小化するため、全警察職員の情報リテラシーの向上、情報セキュリティインシデントに対する対処能力の強化等、警察における情報セキュリティ対策を推進する。

執行の 重点 5

テロの未然防止と大規模災害等緊急事態 における万全な対処

【主担当:警備部】

目的(対象、意図)

厳しい国際テロ情勢を踏まえ、テロ等違法行為の未然防止に向けた各種対策を推進する必要がある。また、南海トラフ地震を始めとする大規模災害等緊急事態に万全な対処が必要である。

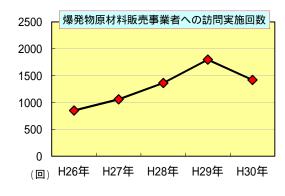
指標

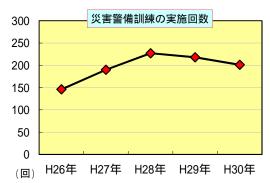
1:爆発物の原料となり得る化学物質の販売事業者への訪問実施回数

年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年
訪問実施回数	851回	1,061回	1,362回	1,797回	1,420回

2:災害警備訓練の実施回数

年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年
警察が実施した訓練	53回	96回	114回	127回	112回
県、市町等が主催する訓練への参加	93回	94回	113回	91回	89回
合 計	146回	190回	227回	218回	201回





平成30年(度)の取組概要と成果、残された課題

- ・官民一体となったテロ対策を推進するため、「テロ対策パートナーシップ」を通じて 研修会の開催やテロ対策合同訓練等を実施した。今後も、テロ対策パートナーシップ 参画機関による主体的なテロ対策活動を促進するなど、テロの未然防止に向けた活動 を推進する必要がある。
- ・厳しい国際テロ情勢等に対処するため、治安に影響を及ぼす様々な事象に係る情報収集や不法滞在外国人の検挙・摘発、いわゆる犯罪インフラ事犯の取締りを実施した。 今後も、大規模行事に備えた情報収集や不法滞在等関連事犯等の検挙・取締りを推進 する必要がある。
- ・テロ等違法事案の発生が懸念される厳しい警備情勢の下、的確な警衛警護警備に向け た取組を推進して要人等の身辺の安全を確保した。今後も、大規模警備に備えた各種 計画の策定や部隊員等の練度の向上に取り組む必要がある。
- ・大規模災害等緊急事態に対処するため、各種計画や施策について見直しを行うととも に、災害警備本部機能の充実、関係機関と連携した合同訓練等を実施した。今後も、 緊急事態における対処能力の向上に取り組む必要がある。

推進事項 (1)

「テロ対策パートナーシップ」を始めとする官民一体となったテロ対策の推進 【主担当:警備部警備第二課】

平成30年(度)の取組概要と成果

テロ対策パートナーシップによる取組

・「テロ対策パートナーシップ」では、「みテますキープ制度」(パートナーシップごとに、一定期間、テロ対策活動を重点的に取り組む参画機関を指定し、主体的な活動の促進を図る制度)を中心に、合同研修会やテロ対策合同訓練、広報啓発活動等に取り組むなど、テロの未然防止に向けた対策を推進した。



テロ対策パートナーシップ合同研修会



みテますバッジ



テロ対策合同訓練

爆発物原料取扱事業者等に対する管理者対策の徹底

・爆発物の原料となり得る化学物質の販売事業者等 への個別訪問を継続的に行い、販売時の本人確認 を徹底するよう指導したほか、不審購入者の来店 等を想定した「ロールプレイング型訓練」を行う など、対処要領を教示した。

さらに、ホテル等の宿泊施設、インターネットカフェ、レンタカー事業者等に対しても、顧客に対する本人確認の徹底等を働き掛け、テロリストによる施設等の悪用防止を図った。



ロールプレイング型訓練

国際港湾対策の推進

- ・県内の各国際港湾(四日市港、津港及び松阪港) における港湾保安委員会への出席や水際危機管理 コアメンバー会合の開催等を通じ、関係機関との 連携強化及び情報共有の徹底を図った。
 - また、テロの発生を想定した合同訓練や埠頭保安設備の関係機関合同点検に参加するなど、水際対策の強化に努めた。
- ・税関、海上保安庁等と連携し、国際埠頭施設周辺 の警戒を強化するとともに、外国船の入港時に は、船舶関係者に対する管理者対策を実施するな ど、不審な入国者の発見に努めた。



国際港湾における合同訓練

サイバー攻撃対策の推進

・重要インフラ事業者等との各種取組(三重県サイバーテロ対策協議会、サイバーテロ 共同対処訓練等)やテロ対策パートナーシップと連携した活動を通じ、サイバー空間 の脅威やサイバーセキュリティに関する情報の共有及び対処能力の強化に努めるな ど、官民連携による被害の未然防止対策を推進した。

令和元年(度)の取組方向

テロ対策パートナーシップによる取組の深化

・今後、県内外で開催される大規模行事を見据え、テロの未然防止に向けて、「テロ対策パートナーシップ」参画機関・団体による主体的な取組を促進するなど、より効果的なテロ対策を推進する。

爆発物原料取扱事業者等に対する管理者対策の徹底

・爆発物の原料となり得る化学物質の販売事業者、宿泊施設、インターネットカフェ等 に対する管理者対策を継続して実施することにより、対象事業者の理解と協力の確保 に努め、不審情報を速やかに把握できる態勢の構築を図る。

国際港湾対策の推進

・各港湾保安委員会や水際危機管理コアメンバー会合の開催、テロを想定した合同対処 訓練等を通じて、関係機関との連携強化を図るとともに、国際埠頭施設周辺での警戒 活動を強化する。

サイバー攻撃対策の推進

- ・重要インフラ事業者等を対象としたサイバーテロ共同対処訓練やサイバー攻撃対策セミナー、テロ対策パートナーシップと連携した各種活動(講演、デモンストレーション等)を実施するなど、サイバーテロ・サイバーインテリジェンスの未然防止に係る取組を推進する。
- ・サイバー空間の脅威に的確に対応するため、重要インフラ事業者等との連携を強化し、事案発生時における被害の拡大防止や実態解明措置を講ずるとともに、違法行為に対する厳正な取締りを推進する。

推進事項 (2) 多様化する脅威に対応した情報収集・分析、各種違法行 為の取締りの徹底

【主担当:警備部警備第一課】

平成30年(度)の取組概要と成果

情報収集の強化及び違法行為の検挙

・治安に影響を及ぼす国際テロ組織、オウム真理教、極左暴力集団、右翼等の動向について、県民の理解と協力を得ながら、関連情報の収集及び総合的な分析を推進し、各種テロ事案の「予兆」の把握や国内における違法行為等の未然防止に努めた。

対日有害活動等への対応

・他県警察、税関等の関係機関と緊密に連携し、不正輸出入事案等に係る違法行為の情報収集及び分析強化に努めた。また、先端技術を有する企業の実態把握活動を推進し、不正輸出犯罪等の関連情報の入手に努めたほか、我が国の国益につながる先端技術情報の国外への流出防止に向けた対策を推進した。

不法滞在等関連事犯取締りの推進

・入国管理局と連携し、不法滞在外国人の検挙・摘発を推進した。また、不法滞在を助 長する、いわゆる犯罪インフラ事犯に対する取締りを推進し、不法就労助長事件や偽 装結婚事件等を検挙した。

令和元年(度)の取組方向

情報収集の強化及び違法行為の徹底検挙

・我が国における国際テロ発生が危惧される中、今後、東京オリンピック・パラリンピック競技大会や三重とこわか国体等の大規模行事が県内外において開催される。 これら大規模行事を控え、各種テロ事案を未然に防止するため、県民の理解と協力の 確保に努めるとともに、関係機関と緊密に連携した幅広い情報収集により、各種テロ 事案の「予兆」を把握し、様々な法令を適用して違法行為の徹底検挙を図る。

対日有害活動等への対応

・諸外国は、巧妙かつ多様な手段で対日有害活動等を行っているものとみられることから、我が国の国益が損なわれることのないよう、関連情報の収集・分析に努めるとと もに、違法行為に対する厳正な取締りを推進する。

不法滞在等関連事犯取締りの推進

・出入国在留管理庁()との緊密な連携の下、不法滞在外国人等の検挙・摘発を一層 推進するとともに、不法滞在等を助長する犯罪インフラ事犯の検挙・取締りを推進す る。

「法務省入国管理局」は、平成31年4月1日付で「出入国在留管理庁」に組織改編

推進事項 (3)

情勢の変化に応じた的確な警戒警備の実施

【主担当:警備部警備第二課】

平成30年(度)の取組概要と成果

情勢の変化に応じた的確な警衛・警護警備

- ・皇室と国民との間の親和に配意した警衛警備を実施し、御身辺の安全の確保と歓送迎者の雑踏等による事故防止を図った。
- ・テロ等違法事案の発生が懸念される厳しい警護情勢の下、的確な警護警備に向けた取 組を推進して要人の身辺の安全を確保した。



皇太子殿下の「平成30年度全国高等学校総合体育 大会」御臨場及び地方事情御視察に伴う警衛警備



内閣総理大臣の伊勢神宮参拝に伴う警護警備

重要防護施設等に対する警戒警備

・公共交通機関におけるテロ発生を想定した合同訓練を実施するなど、各種施設の管理 者等に対し、テロに対する危機管理意識の醸成や対処能力の向上に努めたほか、情勢 に応じた警戒警備を実施した。

情勢に応じた的確な集会・デモ等警備

・右翼団体による時々の社会情勢等を捉えた車両街頭宣伝活動や、各種集会・デモ等に対して、違法行為の未然防止を図るとともに、厳正公平な立場で必要な警備措置を講 じた。

令和元年(度)の取組方向

情勢の変化に応じた的確な警衛・警護警備

・警備要員に対し、必要な実戦的教養訓練を実施し、対処能力の向上に努めるとともに、要人等の来県に際しては、諸情勢を総合的に判断した的確な警衛・警護警備を実施する。

重要防護施設等に対する警戒警備

・各種テロ情勢を踏まえ、テロの対象となり得るライフライン施設、公共交通機関等に 対する管理者対策、自主警備等の徹底を促進するとともに、各種合同訓練等の開催を 通じて連絡・連携体制を一層強化する。

情勢に応じた的確な集会・デモ等警備

・市民生活に多大な影響を及ぼす悪質な街頭宣伝活動等については、各種法令を適用して取締りを徹底するとともに、集会・デモ等についても、違法行為の未然防止を図り、厳正公平な立場で必要な警備措置を講ずる。

推進事項 (4) 危機管理体制の確立及び対処能力の向上と緊急事態における迅速・的確な対処_{【主担当:警備部警備第二課】}

平成30年(度)の取組概要と成果

各種計画や施策の見直し

・大規模災害、突発重大事案、新型インフルエンザ発生時等に対処するために策定した 各種計画の見直しを行った。

指導教養及び実戦的訓練の実施

- ・南海トラフ地震の発生を想定し、警察本部職員による非常参集訓練及び災害警備本部設置訓練を実施したほか、警察本部と警察署が連動して図上訓練を実施するなど、指揮機能及び初動対応などの対処能力の強化に努めた。また、各警察署においても、管轄区域内の地勢や特性等を踏まえた防災訓練を実施した。
- ・警察本部における災害警備本部の運営が困難 となった場合を想定し、代替施設である警察 学校への災害警備本部機能の移転訓練を行っ た。



警察本部における図上訓練

・各種教養、装備資機材取扱訓練等の機会を通じ、危機管理意識の醸成及び事態対処能 力の向上に努めた。

関係機関との緊密な連携の確保

- ・中部管区広域緊急援助隊合同訓練(愛知県知 多市)に参加するなど、他県警察部隊との連 携強化及び事態対処能力の向上に努めた。 また、
 - 、 三重県受援体制整備に向けた活動実験
 - 平成30年度大規模津波防災総合訓練
 - 三重県総合図上訓練

など、国や自治体が主催する防災訓練に参加し、防災関係機関との連携強化に努めた。



平成30年度大規模津波防災総合訓練

- ・三重県国民保護共同図上訓練、陸上自衛隊との共同実動訓練など、関係機関と連携した訓練を実施し、緊急事態発生時における危機管理能力の向上に努めた。
- ・各種会議、合同訓練等を通じ、防災・危機管理関係機関と顔の見える関係を構築し、 情報共有や連携強化に努めた。

災害時におけるドローンを使用した支援活動に関する協定の締結

・災害現場において、ドローンの特性を生かした上空からの撮影による被災状況の把握 や、映像を活用した被災者の救出救助活動等を実施することを目的に、県内のドロー ン講習団体と協定を締結した。

令和元年(度)の取組方向

各種計画や施策の見直し

- ・策定した各種警備計画等が真に機能するものとなるよう、計画内容の検証及び改善を 継続的に推進する。
- ・大規模災害等の対応で得られた反省・教訓事項や政府・県レベルで策定される方針等 を踏まえ、各種計画や施策の見直しを行う。

指導教養及び実戦的訓練の実施

- ・災害発生時等の緊急事態に際し、警察活動を迅速かつ的確に実施するため、実効ある 指導教養を行うとともに、実戦的かつ効果的な訓練を実施する。
- ・非常招集訓練や図上訓練等の実戦的な訓練を実施し、対処能力の向上を図る。

関係機関との緊密な連携の確保

・合同訓練や各種会議などを通じて、関係機関との連携を深化させ、災害現場での救出 救助能力及び緊急事態等における事態対処能力の向上を図る。

災害警備活動に必要な物資および資機材の維持管理

・大規模災害発生時における各種警察活動を迅速かつ的確に実施するため、災害警備活動に必要な物資および資機材の維持管理を徹底する。

執行の重点6

犯罪被害者等支援の推進

【主担当:警務部】

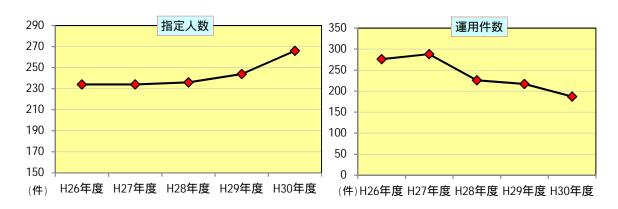
目的(対象、意図)

犯罪被害者及びその遺族又は家族の多くは、犯罪によって直接的な被害だけでなく、様々な二次的被害に苦しんでいることから、関係機関・団体と連携し、社会全体で犯罪被害者等を支える気運を高めていく必要がある。このような情勢を踏まえ、次の諸対策を重点的に推進する。

指標

被害者支援要員の指定、運用件数

年 度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
指定人数	234人	234人	236人	244人	266人
運用件数	276件	288件	226件	217件	187件



平成30年(度)の取組概要と成果、残された課題

- ・犯罪被害者等への付添い、捜査の流れの説明、要望の聞き取りなどの直接的な支援を 行う「被害者支援要員」を各警察署及び交通部高速道路交通警察隊の職員から266人 を指定しており、平成30年度は187件の運用をした。
- ・全国共通の短縮ダイヤル(8103)でつながる性犯罪被害相談電話の運用を24時間体制で行っているが、更なる利便性向上のため、フリーダイヤル化に取り組んでいく。
- ・犯罪被害者等が被害から回復し、社会の中で再び平穏な生活を営むことができるよう、一人一人に寄り添ったきめ細やかで充実した支援が必要であり、関係する機関・団体がより一層連携を図りながら、取組の更なる強化を図る必要がある。

推進事項 (1)

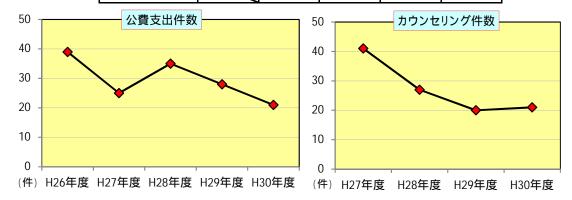
犯罪被害者等の二次的被害の軽減

【主担当:警務部広聴広報課】

指標

診断書料等の公費支出状況、カウンセリングの運用件数

年	度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
公費支	出件数	39件	25件	35件	28件	21件
カウンセリ	リング件数		41件	27件	20件	21件



平成30年(度)の取組概要と成果

診断書料等の公費支出

・犯罪被害者等の経済的負担軽減対策として、犯罪被害により支払いを余儀なくされた治療費等の一部を公費で負担しており、平成30年度は21事件において、延べ54件を公費で支出した。

心理カウンセラーの活用

・被害直後から犯罪被害者等の精神的負担軽減を図るため、警察本部に配置している心理カウンセラーによるカウンセリングを積極的に推進し、平成30年度は21件の運用をした。

三重県警察性犯罪被害相談電話の運用

・三重県警察性犯罪被害相談電話(短縮ダイヤル 8103)を24時間体制で運用し、 平成30年度は30件の利用があった。

令和元年(度)の取組方向

性犯罪相談専用電話の運用拡大

・三重県警察性犯罪被害相談電話は、被害者の利便性等を高めるため、フリーダイヤル化に向けて取り組んでいるが、認知度が上がっておらず定着に至っていないことから、あらゆる機会を通じ周知を図る。

関係機関・団体との連携

・引き続き、女性相談所、児童相談所、性犯罪・性暴力被害者支援センターより こ、三重県男女共同参画センター(フレンテみえ)等の関係機関・団体と連携 し、性犯罪被害者等が相談しやすい環境の構築に努める。

推進事項 (2)

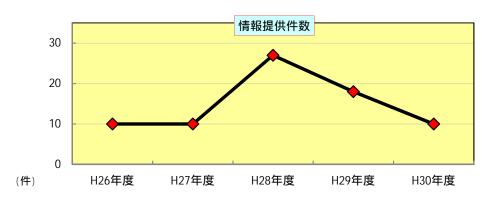
早期援助団体等との連携による犯罪被害者等のニーズに応じた適正な支援

【主担当:警務部広聴広報課】

指標

犯罪被害者等早期援助団体に対する情報提供件数

年	度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
情報提	供件数	10件	10件	27件	18件	10件



平成30年(度)の取組概要と成果

犯罪被害者等早期援助団体に対する情報提供

・犯罪被害者等が速やかに支援を受けられるよう、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律に基づき、犯罪被害者等早期援助団体に対する情報提供を行っており、平成30年度は10件の犯罪被害者情報を提供した。

三重県犯罪被害者支援連絡協議会の開催

・関係機関・団体と協働した被害者支援活動が効果的に行えるよう「三重県犯罪被害者支援連絡協議会」を開催し、関係機関・団体が実施する支援の内容について情報共有を図った。

令和元年(度)の取組方向

関係機関・団体との連携強化

・三重県犯罪被害者支援連絡協議会の活性化、犯罪被害者等早期援助団体への適切 な情報提供等、関係機関・団体の連携を一層強化し、犯罪被害者等が抱える様々 な問題の解消を図る。

被害者の手引の見直し

・三重県犯罪被害者等支援条例の施行、関係機関・団体の支援情報を踏まえ、犯罪 被害者等の利便に配意した内容となるよう検討し、三重県警察作成の「犯罪被害 にあわれた方へ(被害者の手引)」の内容の見直しを図る。

推進事項 (3)

犯罪被害者等支援に関する県民の理解と協力 の確保

【主担当:警務部広聴広報課】

指標

「命の大切さを学ぶ教室」の開催状況

年 度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
受講者数	7,950人	5,470人	3,200人	5,835人	5,079人
開催回数	19回	16回	10回	12回	12回



(人) H26年度 H27年度 H28年度 H29年度 H30年度



(回) H26年度H27年度H28年度H29年度H30年度

平成30年(度)の取組概要と成果

「命の大切さを学ぶ教室」の開催

・犯罪被害者遺族が中学校、高等学校及び大学に おいて、被害者の置かれている立場や遺族とし ての思いを語りかける「命の大切さを学ぶ教 室」を開催しており、平成30年度は12校におい て開催し、5,079人が聴講した。



命の大切さを学ぶ教室

「犯罪被害者支援を考える集い」の開催

・犯罪被害者支援に関する県民の理解を深め、社 会全体で犯罪被害者等を支える気運を高めるた め「犯罪被害者支援を考える集い」を開催して いる。平成30年度は、性被害者当事者団体代表 の山本潤さんによる講演や、県内で活動する被 害者団体によるパネル展示と活動紹介等を行っ た。



犯罪被害者支援を考える集い

令和元年(度)の取組方向

関係機関・団体等との連携強化による適正な支援

・各自治体や犯罪被害者等早期援助団体との連携強化に努め、様々な広報媒体を活 用した啓発活動による犯罪被害者支援に対する県民の理解の増進と協力の確保に 努める。